

令和4年度第9回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第2号）

令和5年3月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

- 1 番 中 城 峯 雄 君
4 番 福 本 悟 君
6 番 増 田 安 至 君
11 番 藤 川 博 和 君
8 番 岩 永 宏 介 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- 1 番 中 城 峯 雄 君 2 番 井 藤 はづき 君
3 番 宮 川 一 幸 君 4 番 福 本 悟 君
5 番 田 上 英 司 君 6 番 増 田 安 至 君
7 番 森 田 優 二 君 8 番 岩 永 宏 介 君
9 番 福 永 啓 君 10 番 田 上 忍 君
11 番 藤 川 博 和 君 12 番 清 水 聖 君
14 番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	宮 本 正 君
教 育 長	上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長	野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長	本 田 隆 裕 君	町 民 税 務 課 長	畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長	西 本 和 美 君	こ だ も 未 来 課 長	沖 勝 久 君
健康づくり保険課長	作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長	井 上 辰 弥 君

商工観光課長 河地 克敏 君 建設課長 島田 誠也 君
環境保全課長 鶴野 修一 君 会計管理者 田中 智徳 君
学校教育課長 本田 恵美 君 社会教育課長 緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○1番（中城峯雄君） 申し合わせのように、マスクを外しております。1番、中城峯雄です。

御船町スポーツセンターの活用促進と施設整備について、一般質問を行います。

御船町スポーツセンターは、平成8年4月、総工費22億7,000万円を投じて、まちづくりの一環として建設されました。体育の振興や健康で明るく豊かなまちづくりと町民の親睦・融和を図り、高齢化社会の進展などの社会環境の変化に伴い、健康、体力づくりの場等を目的として建設された施設であります。

また、多目的施設ですので、県内外の各種のスポーツ大会開催のほか、地域の集会等にも利用されております。このような目的で建設されたスポーツセンターですが、築後27年が経過して設備の老朽化が進んでいます。加えて、コロナ禍で利用者も減少傾向にありますが、先人が将来を見据えて建設したこのスポーツセンターを有効に活用していくことが、我々の使命だと思います。

そこで、現在スポーツセンターがどのように活用されているか、また施設の老朽化をどのように認識されているかについて伺います。

個別質問は一般席から行います。

○町長（藤木正幸君） 中城議員の、1、御船町スポーツセンターの活用促進と施設整備について、お答えをいたします。

御船町スポーツセンターは、平成8年にまちづくりの拠点の1つとして建設された重要な施設であります。町民の方々の健康増進及びコミュニティーの場として、スポーツの

振興や健康で明るく豊かな町づくりと町民の親睦融和を目的としたスポーツ施設であります。

平成11年には、くまもと未来国体成年女子バスケットボール会場としても使用されました。館内は、アリーナ、武道場、温水プール等を完備した多目的施設でもあり、現在は指定管理者による運営管理を行い、民間のノウハウを活用した各種のスポーツ大会を誘致し、町内はもとより県内外から多くの利用をいただいております。

また、最近は余暇時間の増大や、高齢化社会の進展などの社会環境の変化に伴い、若年層から高齢期までライフステージに応じたスポーツレクリエーション活動を日常的に親しむ交流の場や、地域における集会等にも利用されております。

今後とも、生涯を通じて、誰もが気軽にスポーツに親しみ、そして楽しむことができる施設の適正な管理と環境づくりを図ってまいります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○1番（中城峯雄君） それでは、使用状況について、アリーナ、温水プール、武道場の令和2年度から現在までの使用状況について御説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） 使用状況についてお答えいたします。

まず、アリーナですが、令和2年度は2万7,600人、令和3年度は4,423人、令和4年度は2月末現在ですが、2万8,415人です。武道場につきましては、令和2年度が5,190人、令和3年度が788人、令和4年度2月末ですが5,884人です。プールにつきましては、令和2年度が1万6,134人、令和3年度が1万5,347人、令和4年度2月末ですが、1万6,764人です。プールの利用の比率につきましては、令和2年度は成人が45%で、生徒、高校生以下になりますが55%、令和3年度は成人が47%で、生徒児童が53%、令和4年度は成人が50%で、児童生徒が50%となっています。

○1番（中城峯雄君） アリーナは令和3年度は、やはりコロナ禍の影響で激減しているようです。ただ、昨年後半からアリーナは県内の大会や九州大会などが開催されて利用者は戻ってきているようです。武道場は、コロナ禍までに戻っているようですね。

私は2年半前からプールに連日通っておりますが、プールは児童の水泳教室やキッズ水泳教室がありますので、大人と児童の使用割合は、約半分ずつという、50%ずつのようですね。郡内のスポーツセンターでも、プールがある施設、嘉島も甲佐も益城もプールのある施設はありませんので、結構、町外の人が利用されているようです。むしろ町外の人

が多いような気がいたします。

それで、このプールは、私が聞いたところによりますと、平成８年の建設時に、当時の町長と教育長が、今からはプールを造らないかんというような肝いりで造られたと聞いております。これは今後も大事にしていきたいと思います。

次に、施設の老朽化についてですけれども、今27年経過していますということですが、施設の老朽化についてはどのように認識をされておりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

スポーツセンターにつきましては築27年が経過しています。施設の計画的な管理を推進するため、令和３年３月に公共施設個別施設計画を策定し、今後適切な維持管理に努めてまいります。個々の簡易的な改修につきましては、トイレの洋式化は、トイレブースの広さ等も調査する必要がありますので、建築事務所等に意見を伺って検討してまいります。

また、照明は、アリーナ、サロンはＬＥＤに改修しています。今後、プール、武道場についても管理運営面からも検討をしてまいります。プールのタイル、目地は、外壁に一部劣化が見られますため、今後調査を行い、対応は検討していきたいと考えております。

○１番（中城峯雄君） 先ほど申し上げましたように、アリーナでは空手、バレー、バスケットの九州大会だとか県内の大会等が開催されておまして、九州各県、この前山口県の方が、空手の極真空手の大会に来ていますということで、こういった県内はもとより県外からも御船のスポーツセンターは利用されております。

このような状況ですけれども、また子どもや孫の応援のために、高齢者の方も集まります。各施設のトイレは建設時のままでありまして、私も入ってみて驚いたんですけど、狭くて暗くて、今のトイレには非常に昔ながらのトイレになっています。そういった県内外からのお客様も見えておりますので、ぜひ早い時期のトイレ改修を強く要望をいたします。

また、プールのタイルや目地や外壁についても調査を行うということですが、プールも建設時のままで、プールはなかなか補修するのには休館しないとできませんので時間がかかりますけれども、できるだけ早い時期に、いよいよ使われんようになる前に、何とかしていただきたいと、プールの利用者の方がそう希望しております。

まあただ、利用者の方は、「御船町にはプールがあるだけでもよか」ということでせつせと通っておられる方もおられます。そういったことも汲みいただいて、ぜひ御検討を

お願いしたいと思います。

次に、障がい者や高齢者、または子育て世帯にやさしい施設づくりについて、どのようにお考えでしょうか。そういった県外の方とかが来られまして、エレベーターはなかなかお金がかかりますが、障がい者のためのスロープの設置だとか、また母親も同伴しますので授乳室の設置です、それもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

障がい者や子育て世帯にやさしい施設づくりにつきましては、ユニバーサルデザインの観点からも、現在の状況を踏まえて、専門的な御意見を伺い、エレベーターにつきましては早期に解決するものではありませんが、スロープ等は現在1階の玄関のところには設置してありますが、1階はバリアフリー化はしてある状況であります。授乳室につきましては調査を行い、スペース等の問題もありますので、これは検討していきたいと考えています。

○1番（中城峯雄君） 今ユニバーサルデザインという言葉がありましたけれども、これは具体的にどういうことでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性の違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方です。

○1番（中城峯雄君） 立派な内容になっていますね、ユニバーサルデザインというのは。そういった観点で今後も検討していきますということですけど、ぜひですね。それと、授乳室については何らかの形でぜひ御検討いただきたいと思います。

次に行きます。コロナ禍後の施設の利用促進についてですけども、小中学校の部活動が民間移行になりまして、その後スポーツセンターの利用は、小中学校の利用はどのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

スポーツセンターを小中学校の部活動で利用する場合は有料となっております。部活動の利用には制限もありますので、今後とも、部活動の地域移行につきましては、施設、指導者等で地域の協力が必要となってまいります。

○1 番（中城峯雄君） スポーツ推進委員というのが各校区に在席しておりますけれども、ニュースポーツという言葉がありますし、地域では、コロナ禍で停滞はしておりますけれども、このニュースポーツの道具が活用、これも含めてスポーツセンターで利用できないかという住民の意見がありますが、これについて、いかがお考えでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

ニュースポーツにつきましては、今ありましたスポーツ推進委員が主体となって積極的に各地を回り、ペタンク、モルック等の普及活動を行っています。使用道具の関係上、このニュースポーツのモルック、ペタンクは野外向けのスポーツとなっております。屋内では床を傷つけたりなんかするものですから、野外で推進をしているというところであります。また道具が多数あるために、スポーツセンターの一室に道具を保管している状況であります。

○1 番（中城峯雄君） 次に、施設の管理運営は指定管理で、YMCAの管理となっておりますけれども、YMCA任せということではなくて、いろいろと連携をとりながらやっておられると思いますけれども。どのようなやり方で実施されておりますでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

指定管理者制度は委託事業になります。企業がこれまで培ったノウハウや実績を活かして、町民へのサービス向上の充実と公共の施設としての役割を果たしていくため、施設を効率よく安定した運営を行うことが、これはできます。また、使用料に関しましては、これまで消費税の見直しごとに改定をしておりますが、消費税以外の改定は行っておりません。改定するためには、受益者を交えた経営・検討会議を行い、十分に議論する必要があると考えます。今後も、リスク分担により現行指定管理の中で危機管理を続けて施設の運営を行ってまいりたいと考えております。

○1 番（中城峯雄君） 今、諸物価、特に油だとか高騰する中で、平成8年のオープンから施設の使用料は据え置いていると、今消費税の値上げだけは上げておりますということですが、利用者にはできるだけ負担増にならないような形で経営検討委員会といいますか、議論していただきたいと思います。

スポーツセンターについては以上で質問を終わりました、2 番目の、御船町総合運動場、これは私の仮称ですが、仮称の建設について伺います。

これも町民の方からよく聞くことですが、近隣の自治体は、皆様御承知のよう

に町立総合運動公園ができていろいろな施設ができています。御船町も、皆さんが「御船町はどやんやりよるとだろか」というので、この建設を熱望されておりますので、どのような現在計画があるのかについて、お伺いをいたします。

○町長（藤木正幸君） 御船町総合運動場（仮称）の建設についてお答えをいたします。

町では、御船町震災復興計画において、大規模災害等に対応した広域的な防災拠点を生み出す「広域防災拠点創出プロジェクト」を掲げております。その後に策定した第6期御船町総合計画では、子どもたちの可能性を広げるとともに、健全な成長と発達を促し、生涯にわたって健康増進に取り組むことができる「キッズドリーム運動公園プロジェクト」を掲げています。

本プロジェクトで町が目指すものは、子どもたちに夢を持たせることと広域的な防災拠点の両立であり、防災機能等を備えた複合型総合運動公園の整備とその効果的な運営を目指して取り組むものであります。

本プロジェクトは、熊本地震からの復旧・復興を超えて、御船町独自の創造的復興、さらにその先を見据えた象徴となる取組みとなるよう考えています。

令和4年度は「キッズドリーム運動公園プロジェクト」を推進するための基本構想策定に向けた事前調査に着手しました。今後、総合計画を推進する上でも、次年度以降は、この調査結果を踏まえ、広く御意見を伺いながら本プロジェクトを推進してまいります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○1番（中城峯雄君） ただ今の町長答弁で、令和4年度にキッズドリーム運動公園プロジェクトを推進するため、基本構想策定に向けた事前調査に着手されたということですね。未来にわくわくするような拠点づくりを目指しますということですが、これはぜひ早く進めていただきたいと。ただ、私どもの素人目で見ましたら、運動公園は広大な敷地が必要ですね。御船町はそういった広大な平地はなかなか限られておりますので課題は多いと思いますけれども、とても夢のある施設でありますので、ぜひこれを推進していただきたいと思いますし、では、この建設後にどのように活用していくかについてお尋ねをいたします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

計画につきましては、スポーツ・健康増進の拠点、防災の拠点、町民が未来に向けてわくわくするような拠点づくりを計画しておりますが、規模、場所等はまだ決まってお

りません。

○1番（中城峯雄君） 非常に聞いたばかりでもわくわくするようなプロジェクトでありますので、これは何かそういう検討をされているということで、町民も大いに期待していると思います。ぜひ早く、令和5年度は具体的に、やはり場所が決まらないと先には進まないと思いますので、ぜひそういった場所の選定から進めて、それには道路も必要でしょうしね。こういった整備から入って、ぜひ進めていていただきたいと思います。

また一方、現在町民グラウンドがあります。昔、私たちが若い頃は、あそこで本当に走り回りよりました。いろんな大会があってありました。ただ、熊本地震のときに、あそこが災害ごみの集積場になった影響もあって、随分整地もしていただいておりますけれども、まだ小石がゴロゴロして、私はグラウンドゴルフ大会にたまに行きますけれども、もう石にごちゃごちゃ当たってですねなかなか、それでもみんな文句も言わずにやっておりますけれども。こういったグラウンドの整地だとか、あるいはトイレも昔のままです。これについて、どのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

町民グラウンドにつきましては、現在今指定管理で管理を委託しているところであります。整地、トイレ改修については、今のところは改修の予定というのはございませんが、状況の調査は随時行ってまいります。

○1番（中城峯雄君） 時間も早いですけれども、結びにしたいと思います。

結びに、スポーツセンターも総合運動場も町民の皆さんが、身体的・精神的にリフレッシュできる施設であります。コロナ禍もあって、特に世の中は閉塞感が漂っていますけれども、町民がわくわくするような、このような施設の建設を早く実現できるように要望して、私の一般質問を終わります。

○4番（福本 悟君） 質問番号2番、議席番号4番、福本悟です。

はじめに、本日もこのように多くの皆様に積極的に傍聴いただき感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。

それでは、先般事前に通告した内容について質問をさせていただきます。

地区水道（上水道未給水地域）に対する支援の拡充であります。私は一人一人の声を行政に伝える、このことを公約に、皆様の声を真摯に受け止め一般質問を行ってきました。今回の一般質問で16回となりますが、御意見をいただいた全ての皆様にお応えをすること

ができておりません。深くお詫びを申し上げたいと思います。

皆様からいただいた御意見の中では、特に水道また道路などの整備、すなわちインフラ整備についての御意見を多くいただくことができました。その中でも生活用水は、私たちが生きるために必要不可欠なものであり、大切なライフラインの1つでもあり、また、私たちの体においても大変重要な役割を担っているということは言うまでもありません。

本町は、衛生面と防火の面の両面から上水道が整備をされ、普及率が92.56%ということで、上水道が整備された町。そしてまた、総合計画の将来像である「みんながわくわくする御船町」を掲げる中、一部の上水道未給水地域においては、今もなお気象状況等の変化によっては水の濁りがあつたり、飲料水については煮沸消毒などをして使用されており、衛生面等で大変な御苦勞を伺うことができました。

また、この上水道未給水地域は中山間地域に属し、世帯数も少なく、6割以上が高齢者で占めている状況にあります。

それでは、地方公共団体の役割、自治体の役割とはいったい何でしょうか。地方自治法第1条の2には、地方公共団体は住民福祉の増進を図る、これを基本とするとあります。住民福祉の増進を図ることです。では、私たち議員の役割は何でしょうか。議員は町民の信託に応える活動を行い、議会は多人数による合議制の機関として、地域の問題を解決、町民皆様の安心・安全の確保など、町民の意思を町政に反映させる。そのために競い合うということでもあります。

このようなことから、良質で安全な生活用水の供給に加え、地域振興と、今町が推進している移住・定住支援の観点からも、地区水道に対する支援の拡充が必要であると考えております。

町長は、この上水道未給水地域の現状をどのように認識され、今後当該地域に対する地区水道整備事業補助金など、支援の拡充についての考えを伺わせていただきます。

あとは個別質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の地区水道に対する支援の拡充について、お答えをいたします。

御船町における上水道が整備されていない上水道未給水地域は、川内田、粒麦、五ヶ瀬、馬立、有水、間所の6カ所であり、自ら地区水道を整備され、個人や組合により日々の運営をされております。これまで地区の水道を運営されている地域から水の濁りの解消

や上水道の整備などの要望や陳情がなされてまいりましたが、地形的及び経済的理由から、上水道の整備には至っておりません。

また、水の濁りの解消などの安全な水の供給に伴う地域からの要望に関しては、「御船町地区水道整備事業補助金」を創設し、導水管や滅菌機、ろ過施設などの水道施設整備に要する経費の補助や町による水質検査、ろ過砂をはじめとする原材料支給の支援を行っております。

一方で、地区水道は構成する集落人口の高齢化に伴い、受益戸数が減少し、水道施設の維持管理が困難になることが予想されていることから、将来的には生活するために必要不可欠なライフラインである水の供給に支障が出かねない状況にあると認識をしております。

今後、上水道未給水地域における様々な諸問題の解決について、地域の皆様の御要望や御意見を伺いながら、定住支援の観点を含めて、対策の検討に取り組んでまいります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、個別のほうに入らせていただきます。

まずはじめに、各地区水道、上水道未給水地域の整備状況について、伺わせていただきます。この質問は、令和2年度に全く同じような質問をさせていただいております。再度、今回確認をさせていただいて、その施設がどのように新たに整備されたのかを、確認をさせていただきたいと思います。

それぞれ6地域に存在する、この上水道未給水地域の水源の種類、ろ過施設、滅菌器の有無など、整備状況について、それぞれ説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

各地域の状況について説明をいたします。

まず、滝尾・川内田地区ですけれども、水源の種類は井戸水で、井戸水をポンプで揚水し使用されておりました、ろ過施設や滅菌機などはございません。次に、水越・粒麦地区につきましては、水源の種類が表流水、貯留施設、ろ過施設、滅菌機、ポンプが整備されております。水越・有水地区につきましては、水源の種類が表流水、個人がそれぞれに整備をされておりました、地区それから組合での一括的な管理はなされておられません。水越・馬立地区については、水源の種類が表流水、ろ過施設、滅菌機が整備されております。水越・五ヶ瀬地区につきましては、水源の種類が表流水を利用されておりました、渇水時

などの場合については、臨時的に近くの沢の表流水を利用されているということです。貯留タンク、ポンプ、ろ過施設が整備されております。最後に田代・間所地区につきましては、水源の種類が表流水、貯留タンク、簡易的なろ過施設が整備されております。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から詳しく説明をいただいたところでありますが、令和2年の状況と少しは改善をされているかなという確認をさせていただきました。この中で、一番大きな問題は、4地域が表流水を使われている。そして1カ所は井戸水と、あと1カ所は湧水ということですが。何地区かはこのようにここ何年かで改修をされているものの、現在もやはり地域の皆様から、一部ではありますが、やはり雨のときの濁りとか、飲み水は、実はミネラルウォーターを買っていますとか、そういう、実際にそういう声を聞いております。そういうところの現状をただ今確認をさせていただきました。

では、次の質問に入らせていただきます。

町長の答弁の中にもありましたように、地区水道の整備事業に要する経費に対する町からの支援であります。この支援として補助金制度と、あと原材料支給の支援制度があるかと思いますが、この支援制度について少し詳しく説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

町単独の補助事業としまして、御船町地区水道整備事業補助金がございます。この制度につきましては、上水道未給水区域において地区や地区水道組合が行う水道の新設、改良、修繕などの整備事業に対して、経費の2分の1に相当する額を交付するものでありまして、令和2年6月から施行しています。

また、原材料支給などにつきましては、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る観点から、水の濁りなど、緊急の対応を要するものについて、地区からの要望などにより予算の範囲内で町が100%負担して行っているところです。

○4番（福本 悟君） ただ今の課長の中の答弁で、1つは地区水道整備事業補助金が、その要綱といたしますか、それに基づいて、事業に対する経費の2分の1。1つは、これは例規で確認をさせていただきました。あと1点が、原材料支給が予算の範囲で100%と。これは、課内での取り決め事、例規の中に何かうたってあるのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

原材料支給につきましては、要綱等の整備はございません。先ほど答弁しましたとおり、地区からの要望、それから緊急的に対応を要するものについて、予算を措置して対応

するものでございます。

- 4番（福本 悟君） それでは関連になりますが、本年度第3回の定例会、6月会議の補正予算において上程をされております水道料金の軽減事業について伺いをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した原油価格、物価高騰分対応で、この水道軽減事業ですね。上水道利用者に限定されていますが、この上水道利用者に限定されたことについて、説明を求めたいと思います。

- 環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

地区水道につきましては、必要に応じて、御船町地区水道整備事業補助金交付要綱に基づきまして、給水施設の新設、改良、修繕等に要する経費の負担軽減を図っているところです。また、生活に不可欠な給水施設でありますことから、これまで施設の整備等に関する要望や相談があった場合につきましては、直近の補正予算等で早急な対応をしてまいったところです。

このように、地区水道に対しては、水道事業とは異なった形で継続的に支援を行っておりまして、今後も適宜支援を行っていく方針であること。また地区水道において毎月の水道料金の徴収が行われていない、もしくは徴収されていても少額であることなど、上水道加入者との平等性、それから受益者負担の原則等を勘案して、交付金を活用した支援事業は行わないとしたものです。

- 4番（福本 悟君） 昨年の6月補正予算案の関係ですが、原油価格、物価高騰分対応ということで、今回は上水道の利用者に限定されたということになりますが、本来はこれは全町民、住民といいますか、そこを対応すべきではなかったのかなと。もう少し掘り起こすと、本来は町で上水道を整備をしなければいけないものが、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、地形的、経済的な理由から整備ができてないということであれば、何らかの支援はあってよかったのかなと思っていますところ。

それでは、また関連になりますが、この町の地区水道整備事業補助金交付要綱に基づき、地区水道、地区等が行う整備事業に対し、経費の2分の1に相当する額を支援しているという説明をいただきました。この補助金は、世帯数に関係なく、一律に経費の2分の1の額を支援しているということでしょうか。

また、この補助金の補助割合については、今現在町が単独で補助する事業に対し、一

律に経費の2分の1に相当する額を支援しているということでもいいでしょうか。併せて説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

要綱には、2戸以上で構成され、地区水道を維持している団体であれば、一律に経費の2分の1に相当する額を補助すると定めております。戸数によりまして補助率が変動するものではございません。

○企画財政課長（本田隆裕君） 町単独の補助事業につきましては、定額補助と定率補助のものがあります。定率で補助を行う事業の補助率は、その事業ごとに定めておりますので、一律に2分の1ということではございません。

○4番（福本 悟君） まずはじめに、鶴野課長から答弁をいただきました。この町の制度といますか、戸数では変動しないと。そこに一番の今回の大きな問題があるのではないかと思います。また、後のほうで、それは個別のほうで質問させていただきますので。

それと、企画財政課長から、この補助事業は定額と定率の2種類ということで、これはそれぞれの事業ごと担当課で、上位法とか関係なく、担当課でその割合、例えば2分の1とか3分の1とか、担当課で決められているということでもいいですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 各課でまずは補助率を決めて、それを例規で、要綱等で定めております。

○4番（福本 悟君） これは補助率の2分の1ですけれども、企画財政課長から、それぞれの事業ごとといますか、担当課でということで、そこは1つ押さえていきたいなというところです。

では、この地区水道整備事業に対する、この経費に対する町からの支援についてであります。この上益城郡内において、こういう取組みをまずはされているところがあるのでしょうか。それと、取組みをされているところがあれば説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上益城郡内については、山都町に地区水道がございまして、山都町小規模等水道施設整備事業補助金交付要綱に基づきまして補助金が交付をされております。経費に対する補助率につきましては、受益戸数に応じて異なる補助率を採用されておりました。25戸以上で50%、20戸から24戸で55%、15戸から19戸で60%、10戸から14戸で65%、5戸から9戸で70%、2戸から4戸で75%というふうに、受益戸数が少なくなるに従いまして補助率が

高くなるよう定められているところです。

また、山都町の上水道普及率については、令和4年3月末で78%でございますので、当町と比べて上水道普及率は低いということになっております。また、山都町につきましては、これまで御船町と同様の2分の1の補助率を採用されておられましたけれども、令和2年度に要綱を改正して現在の補助率に拡充がなされていることを確認しております。

○4番（福本 悟君） 本当に先進的な取組みといたしますか、今回の大きな、御船町においてこの中山間地域の高齢化といたしますか、この山都町を見ますと、先ほど課長から令和2年度に改正ということですが、それ以前は御船町と同様であったということですが、この改正で、やはり戸数によって補助率を変動された。これは、本当にいい取組みかなと思っていますので、全くこれは持ってくるものではなくて、やはり御船町に合ったものの取組みをしていただきたいなと思います。

再度課長に確認しますが、今、山都町は普及率は78%ということですが、御船町の上水道の普及率というのは約93%だったですか。わかれば、数字のほうを。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

令和4年3月31日現在で92.56%となっています。

○4番（福本 悟君） わかりました。では、大きな質問の2番目に入っていきます。

次に、地区水道の水質検査について伺います。この地区水道の水質検査については、令和2年の第4回定例会6月会議の一般質問の答弁で、地区からの依頼により町で対応していくとの答弁をいただいたところではありますが、同年の9月会議には、この水質検査の補正予算を上程をされておりますが、その水質検査の結果については、どのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

水質検査につきましては、3月に実施をしております。結果につきましては、川内田、馬立、五ヶ瀬の3カ所につきましては、水道法水質基準に適合しておりましたけれども、間所、粒麦、有水の3カ所については大腸菌が検出をされました。

なお、この検査の結果や検出されたことに伴う対応方法について、各区長それから代表者に電話や来庁していただくなどの方法によりまして説明をしているということです。

○4番（福本 悟君） では、鶴野課長、水質検査の結果で大腸菌が検出されました。課長、これはどういう受け止めをされていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

大腸菌が検出をされました３地区につきましては、表流水からの取水をされておりますので、気象条件によってそういった事象が恒常的に起こるということで、大変リスクが高いのかなというところで受け止めはさせていただいております。

○４番（福本 悟君） 大変すみません。全く大腸菌、ちょっと勉強不足で、この大腸菌が検出されたということで、これは飲料していいのでしょうか。そのまま飲料していいのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当時、保健所等にも確認をして、各地区に御説明をさせていただいた内容にもありますように、基本的に飲料水として用いる場合については煮沸をしていただくということで、そのままの飲料というものについては控えるべき、望ましくないと認識しております。

○４番（福本 悟君） 以前、地区の代表者の方から水質検査をいただいて、結果を見せいただきました。今課長から答弁があったように、これも直接飲料水にすることは不適切といたしますか、煮沸して飲料水にするということで、町では指導されているのかなと思います。

それでは、この水質検査、令和３年度以降の水質検査の実施状況について伺わせていただきます。令和３年度以降は、この地区水道の水質検査は、経常的な予算とし、毎年度予算を組まれているかと思いますが、水質検査の実施状況とその結果、令和３年度以降の水質検査の実施状況とその結果について説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

地区水道の運営管理につきましては、地域で行うことが基本となっておりまして、水質検査につきましても同様の取り扱いとしておりました。これまで町は地区水道の水の濁りが発生する状況は把握をしておりましたが、町による恒常的な水質検査については行っておりません。令和２年度は、地域から再度濁り水などの事象が議会、一般質問などを通じて把握ができましたので、町が臨時的に水質検査を実施したものであります。

令和３年度以降の水質検査につきましては、地区水道運営における地元負担と行政支援のあり方、そういったものが町で整備をする必要がございましたので、予算の提案は行っていないということです。

○４番（福本 悟君） それでは課長、ただ今、令和３年度以降は地元負担の支援のあり方に

ついて、町で整備する必要があったということで、令和3年度も令和4年度も、約2年になりますので、令和5年度には何かこの検討結果がいい方向に出るのではと、期待をしております。

それでは、令和3年の3月に町が実施された地区水道の水質検査の結果、この水道法水質基準に不適合の通知を受けた地区水道3カ所と伺いました。それに対する町からの対応とか、行政としての対応・助言について説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

不適合の通知を受けました間所、粒麦、有水地区に対しましては、使用していない滅菌器の使用、滅菌器は設置されていたものの、使用されていないという事象もあったことから、そういったことへの使用を促したりとか、新たに滅菌器の設置を提案したり、また先ほど答弁しましたとおり、煮沸して飲料水として使用することを提案をさせていただいております。

粒麦地区につきましては、令和3年度稼働していなかった滅菌器につきまして、町補助金で取り換えをされておられまして、取替え後につきましては水質検査において大腸菌は検出されていないということです。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長からこの不適合の通知を受けた3カ所に対して、滅菌器の使用とか設置、あと煮沸、そういうことを提案されているということ。それと、1地区については、滅菌器を補助で替えられたということです。それは確かにわかります。ただ、今回の個別の冒頭に伺いました6地域の現在の整備状況を伺わせていただきました。そして、今もなお、地域の方から、やはり気象状況によっては濁りますとか、飲料水については煮沸される方もおられます。中にはミネラルウォーターを購入される方もおられます。そこにはやはり大きな、ひとつ御船町の大きな問題点があるのではないかと考えております。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、各地区、この上水道未給水地域との意見交換のほうが開催をされておりますが、令和4年の第5回の定例会9月会議の一般質問で、地区水道の整備に対する補助制度周知とか現状の把握など、経緯的な教育ができていなかったと。このようなことから、新年度の予算編成前に、10月頃ですね、意見交換会を予定しているという答弁をいただいております。

この地区別意見交換会を終えて、地域ごとの課題や問題点を、開催地区ごとに詳しく

説明を求めたいと思います。

まずは、川内田、次に粒麦、有水、馬立、五ヶ瀬、間所の順で説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和4年10月11日、17日、18日の3日間で地区水道を運営している地域の方々に直接お会いをし、水源や水道施設の現地確認や意見交換などを行いました。

まず川内田地区については、地下水を利用されておられるため、天候などによる水の濁りはなく、飲料水として非常においしいとの意見のほか、課題として管の漏水など施設の老朽化を挙げられておられました。また、今後施設を維持管理していくのが難しくなるのではということで、町で管理してほしいなどの御意見もあったところです。

次に粒麦地区については、湧水などはなく、1年を通して水量は多いということでしたけれども、表流水を利用していることから、雨が降ると濁る、イノシシが水源を荒らしたときも濁るといった意見。それから、昨今の電気代の高騰で困っている。ポンプや管の老朽化、今後の施設の更新への不安などを挙げられておられました。

次に、有水地区については、地区として運営管理がなされておられないことから、今回の意見交換は見送っております。

次に、馬立地区については、表流水を利用していることから、雨の日の水の濁りや冬場に水不足が生じること。独自の取組みとして、水道水を煮沸して利用したり、家庭の蛇口に浄水器を付けてろ過をしているなどの意見がございました。また、令和2年度に設置したろ過施設がうまく機能していないことや、水不足に伴う新たな水源の開発などの課題がありましたので、水道係の担当職員から必要な助言を行っております。

次に、五ヶ瀬地区については、湧水を利用しているものの、雨の日に少し濁るであったりとか、冬場の湧水時には近くの沢の表流水を利用するため、煮沸して飲んでいるなど、水量や水質に対しての御意見やタンクの増設、それからポンプや水道管、施設の建屋の老朽化が進んでいるため、改修をしたいけれども、負担が大きいなどを挙げられておられました。

最後に、間所地区につきましては、本村と一ノ瀬の2カ所で地区水道が運営されております。それぞれ表流水を利用しているため、雨の日の水の濁りは共通して2カ所とも発生しておりまして、煮沸して飲料水として利用しているということでした。また、水源に

落葉や砂が堆積することから日常的に除去をしなければならず、数キロに及ぶ水源までの山道を数日おきに徒歩で通われておられました。特に、一ノ瀬については、道中の橋が洪水で流されておりまして、竹を4～5本並べて川を渡る必要がありまして、車両の通行ができないことから困っているということの相談を受けております。

○4番（福本 悟君） 課長から、最後のこの一ノ瀬地区、私も代表者の方と途中まで車で行きました。車は泥まみれで、そこから草をかきわけて水源まで行って現地の確認をさせていただいております。今回、町長の指揮のもと、鶴野課長のほうで、この意見交換会といえますか、現地のほうをまずは見ていただいたと。非常によかったかなと思います。

それぞれ、このように濁りであったりというような課題、それを確認ができた。非常にこれはよかったかなという風に確認をしています。

それでは課長、最後に、ただ今6地域を意見交換をして、課題等聞いてまいりましたけれども、この現地確認とか意見交換を通して、地区水道を取り巻く環境、どのような状況でどのように感じられたのか、伺いをしたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回の現地確認や地区の方との意見交換を通じまして、改めて自然環境に影響されやすい地区水道を取り巻く現状の厳しさ、それから高齢化や受益戸数の減少によります将来的な施設の維持管理への不安など、課題が明らかになったと感じております。

多くの地域では、高額な費用を要する施設等の改修、それから修理への住民負担が大きいきがありまして、どうにか支援の拡充ができないかというような声も多く聞かれました。

また、水質検査の重要性、必要性につきましても、町と地区で共通認識は図れましたが、地区で定期的に水質検査を行うには負担が大きいというような部分がありまして、このことを踏まえまして、水質検査は当面町が実施する必要があるのかなと捉えております。

このようなことを踏まえまして、地区水道への支援については、現行の支援の内容は十分かなど検討する時期が来ているというふうに認識しておりますので、水道施設の整備に係る支援の検討と併せまして、ただ今申し上げた町が行っているろ過砂などの原材料支給や水質検査、こういったものの取り扱いなど、上水道事業との平等性というものがございまして、その辺は十分考慮しながら、今後の地元負担の考え方なども含めて、今後一体的に検討、整備をしてまいりたいという考えでおります。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から、冒頭大きな今回の問題と思いますが、高齢化や受益戸数の減少及び将来的な施設の維持管理の不安などの課題が明らかになったということで、次の質問に入りたいと思いますが。この地区水道におけるそれぞれの世帯数、高齢化率、併せて平均年齢についても伺いをしたいと思います。

また、町全対の高齢化率と平均年齢についても、説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

各地区におけます令和5年1月末現在の世帯数、65歳以上の高齢化率、平均年齢について説明をいたします。

川内田地区が世帯数11世帯、高齢化率が69.6%、平均年齢が69.1歳となっております。粒麦地区につきましては、世帯数12世帯、高齢化率68.4%、平均年齢が61.8歳となっております。有水地区につきましては、世帯数32世帯、高齢化率73.3%、平均年齢が68.5歳。馬立地区が、世帯数17世帯、高齢化率86.7%、平均年齢が77.6歳。五ヶ瀬地区が、世帯数18世帯、高齢化率89.7%、平均年齢が76.8歳。間所地区が、世帯数17世帯、高齢化率62.2%、平均年齢が66.2歳ということです。

町平均の高齢化率が34.9%、平均年齢が49.2歳となっております。

○4番（福本 悟君） 今回、ただ今説明をいただきました世帯数、高齢化率、そこには大きな、今回の地区で管理する問題がここに見えているのではないかなというところで感じております。

この中で一番高齢化の方は約9割、世帯の9割が65歳以上ということです。この世帯で維持管理をしていかなければならないと。そこに今頭を痛めているところです。

それでは、課長にまた再度お尋ねをします。ただ今説明をいただきました世帯数が少ない、逆に高齢化率は高いという答弁をいただきました。この世帯数と高齢化率の状況から、その要因として考えることは何かありますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

地区水道が6地区のみならず、御船町において高齢化率が50%を超えている地区の多くは中山間に位置しております。中山間における人口減少や高齢化の原因につきましては、高齢化に伴い減少していく集落の人口を補完するだけの出生を含めた新たな人の流入がないこと。

また、地域が抱える様々な理由によりまして、集落の人口が流出していることが要因

の1つであると考えています。これらのほかにも要因は考えられますけれども、中山間地域における高齢化や人口減少の問題につきましては、全国的に共通した問題でありまして、本町においても、移住・定住施策などに引き続き取り組んでいくことが重要であるという認識をしております。

○4番（福本 悟君） それでは、最後に町長に伺わせていただきたいと思います。

ただ今の課長の答弁の、去年の10月に実施されました地区水道の現地確認や地区の方との意見交換の中で、この雨の日の水の濁り、また煮沸して飲料をしていることなど、地区水道を取り巻く環境の厳しさ、併せて高齢化や受益戸数の減少による将来的な施設維持管理の不安など、課題が明らかになったと。また、未給水地域の多くが、この20世帯を下回っている状況で、65歳以上の高齢化率も全ての地区で6割を超えている状況にあるということですが、以前、町長の言葉に「寄り添う」という言葉をお聞きをしております。

町長と職員が寄り添い、町民の方々と職員が寄り添って、初めて復旧することができたと。全く私もそのとおりだと思います。

この上水道の未給水地域に対する水問題です。やはり、地域の方と寄り添って、何かその解決のほうにつながるのではないかと考えております。

以上のようなことから、繰り返しになりますが、良質で安全な生活用水の供給に加え、地域振興と町が推進している移住・定住の支援からも、今後、当該地域に対する地区水道整備事業補助金など、支援拡充について、再度町長の見解を伺わさせていただきたいと思っております。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、水は私たちが生活する上で必要不可欠なものだと認識をしております。水道の蛇口をひねれば安心・安全な飲料水が当たり前のように出てまいります。現在日本において多くの方たちが当たり前に恩恵を受けております。しかしながら、地形的、経済的理由により、上水道整備が進んでいない地区水道を運営されている地域において、人口減少や高齢化により将来的な水の供給が危ぶまれている現状であるということも認識をしております。今なお、水の濁りなどの課題があり御苦労されていることは、私自身も思っておるところであります。

今後、生活インフラである地区水道の安定的で継続的な運営を実現するため、地元からの意見を踏まえながら、議員の御提案、御助言のことを踏まえながら、拡充も含め、速

やかに町でできる支援の検討に取り組んでまいりたいと思います。

○4番（福本 悟君） 再度、町長に確認をさせていただきます。非常に町長から、速やかに取り組んでいくと答弁いただきました。何か今後のスケジュール等があれば、例えば令和5年度中には回答を出すとか、何かそういうことがあれば、説明をいただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 先ほど課長からも答弁しましたように、地域の方々との話を進めております。私も就任直後から、各地区水道のほうを、地域の議員さんとともに見て回りました。そこで、やはり地区水道でありますので、地域の方の総意というのが一番大事だと考えています。総意の中では、やはり地域の皆さん方の話の中において、私たちが共に進んでいく道を探ることが一番大事というふうに感じておりますので、先ほど言いましたように、速やかに当たってまいりたいと思うとともに、また地域の皆さんとの関係を密にしながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 速やかに進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池田浩二君） これより、午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時29分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番、増田安至です。ただ今より事前に通告していた一般質問について質問いたします。

政府は2023年、地方移住を促す支援金を拡充します。家族で移住の場合、最大で300万円分の基礎部分のほか、18歳未満の子どもに1人当たり最大100万円を加算し、2022年度までの加算額は30万円から70万円の引上げになることとなります。移住先で地域の課題を解決する企業の場合、基礎部分300万円プラスの加算子ども1人100万円分。地域の企業に就職するかテレワークで移住前の仕事を継続する場合、基礎部分が世帯当たり100万円、単身で60万円、加算部分で子ども1人100万円と変わりません。支援金は主に東京23区の居住者か、東京圏、埼玉、千葉、東京、神奈川から通勤している人が対象となります。支

援金は2019年度に創設され、2021年度に利用し、実際に移住した人は、これまで2,381人おります。政府は地域活性化策の新5カ年計画、デジタル田園都市国家構想総合戦略で、利用者を2027年度までに1万人まで増やすという方針を立てています。

そこで、御船町はこれまで移住定住促進に向けた取組みを行ってきたはずですし、これからの成果、あるいは次年度以降に向けた取組みといった点について質問したいと思います。

町の移住定住コーディネーターの取組みなどがあればそれも確認し、さらにこの御船町に各種施設等の財産を使って観光ツーリズムの企画について質問し、町の施策について、提案したいと思います。

2番目以降は質問席より行います。よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の移住定住促進に向けた取組と課題について、お答えをいたします。

移住定住を進めるに当たっては、社会的ニーズの変化やライフスタイルの多様化にも対応した住みよいまちづくりが必要であります。3つのインターチェンジに恵まれた自然豊かで、町外からの交通の利便性にも優れた御船町のよさをアピールするため、積極的な情報発信が必要と考えています。

現在、移住定住を促進していくために、首都圏や福岡県域を中心に移住相談会への参加、移住定住ウェブサイトによる町の情報や空き家・空き地バンクの情報発信などを行っています。

また、おためし移住ハウスを設け、移住希望者の受入施設を運用するなど、御船町のよさを知ってもらうとともに、実際に町での生活を体験してもらい、移住定住につなげるよう進めているところであります。

今後も地域の特性や優位性を生かせるようなアイデアを考え、御船町での生活に魅力を感じてもらおうよう努力してまいります。

その他個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 御船町での生活の魅力を感じていただけるように、これまで行ってきた町の移住定住に対する実績というものをお知らせください。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

平成30年度より運用を開始しました、おためし移住ハウスでは、これまで13組、26人

の方に御利用いただき、うち3組、7人の方が移住されました。同年に整備しました空き家バンクでは、24件の登録中18件が成約にいたり、うち11件が町外からの移住者でした。

○6番（増田安至君） まあまあ成約ですね。24件登録の18件が成約に至って11件が町外からなら、大分よかったという結果ですよ。もっともっと増やしていただきたいと思って質問します。

御船町は、すみません、移住定住促進のためのコーディネーターみたいな職種はいらっしゃるんですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

企画財政課において、会計年度任用職員ということで、移住コーディネーターを1名任用しております。

○6番（増田安至君） ということは、そこに募集をかけて、その方たちがどこに移住者を募集して、承知しているかというのはわかってくるわけですね。その担当者の方がいらっしゃるということでですね。その場合に、具体的にその流れというのをお知らせいただけますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

全国の移住希望者が対象となりますけれども、特に首都圏や福岡県域を中心にPRを行っております。来年度の予定としましては、東京にあります、ふるさと回帰支援センター主催の大規模移住相談会へ2回出展しようと思っております。また、町独自でも移住体験イベント等を開催し、移住者を募ってまいります。

○6番（増田安至君） 独自の移住体験イベントをどんどん行って、ここがポイントなんですけど、東京都にあるふるさと回帰支援センターというのはすごい大事で、先ほど最初にイントロで申しましたように、とにかく都会に行った方が帰ってきてくれというのを、かなり交付分で、基礎部分300万円から援助して連れていくというような形になっているので、とてもいいことだと思っています。ですから、ぜひ年に2回とは言わず、何回も行って、都会から、都心から連れてこられるようなことになればなと思っています。

幸い御船町はふるさと納税寄附金の受入れが昨年とてもよかったし、その前の年からずっとよかったんですけど。御船町を実際に応援してくださる全国の皆さんに、町のよさを同時にPRして、できれば引っ張ってきてほしいと、興味のある方、そういうことも考えていますけど、そういう呼びかけとかはやっていらっしゃいますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

本年度から、寄附者に送付します、ふるさと納税のお礼状なんですけれども、このお礼状に町の移住定住ポータルサイトのQRコードを掲載しまして、移住へつなげる取組みとして始めております。

それから、議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税は町外からの受入れとなりますので、移住定住の促進にもつなげることができると思っております。今後も継続的に御船町の情報発信を行い、本町のPRを行っていきたいと思っております。

○6番（増田安至君） また二度目ですけど、イントロでも言ったように、どうしても移住、住まなければならないではなくて、住む移転先から仕事もできるということで、都心の仕事を持って来て、今、独自の働き方というのかなり改善されていますので、その方たちがこっちに住民票を移すという形になれば、もう最高に、この御船町の環境を活かしていただけるのかなと思います。そういう形にぜひつなげてほしいなと思っています。

そういう中で、御船町は以前、商工会からの要望、あるいは町からの要望で、町の観光協会というのを作って、頑張って、町に少しでも観光を誘致できればということで頑張ってきたことと思います。

御船町の商工会との連携促進といった取組みは、今現在はまた進んでいますでしょうか。お願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

令和4年度での取組みでは、があっぱ祭りをはじめとしまして、プレミアム商品券事業、それからお買い物チケット事業などを連携して行っております。また、商工会の理事会に出席しておりまして、商工会にも観光振興委員会を設置されておりますので、観光振興の分野でもしっかりと連携を図っているところです。

商工業の発展が、結果的には住みよい町につながり、定住に結びつくことも考えられますので、しっかりと商工会と連携を図ってまいります。

○6番（増田安至君） 観光振興委員会を設置されて、努力してやっているということで、次年度にぜひ提案なんですけど、ここで提案なんですけど、鹿児島県に、鹿児島の方の修学旅行は熊本に来ることが非常に多いらしいです。ということで、調べたんですけど、鹿児島は4つほどバスとか観光会社があって、その会社が1つは100件、小中学校を押さえて

いるみたいで、ほか大体4つ合計で200ぐらい小中学校を押さえているみたいで、熊本の阿蘇とかいろいろには来られているそうです。なので、そこをもう一步踏み込んで、観光ツーリズム、先ほど質問したら、ツアーコーディネーター、移住環境コーディネーター含めて、そういう役職の方もいらっしゃるのであれば、ひとつ、次年度にぜひ予算化して、商工会の中の観光振興委員会を使ってでもいいのでスタートできればなと、これはあくまでも提案です。お願いしたいなと思っています。ますますの連携をしていってほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

そのような中、観光ツーリズムへの発展的な取組みということが自分の中にあったんですけど、次年度以降、何か計画とかありますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

社会的な認識の高まりを受けまして、旅行・観光分野においても、多様性を尊重することの重要性が増しております。目的を持った旅行を通じて、その地域の魅力を発信する取組みが広がっております。本町でも地域おこし協力隊の隊員が、農業体験や自然観察など様々な体験を提供しまして、移住定住につながるような取組みを行っております。目的を持った様々な体験を提供することで、移住定住につながることは大いに考えられますので、御意見を参考にさせていただき、観光協会や地域おこし協力隊と連携しながら、観光とツーリズムを考えてまいります。

○6番（増田安至君） 何でこういう質問をしたかというのと、結局、小中高校までぐらいに熊本に来たことがあるとか、この町、村を見たということにつながれば、逆に早いうちに、昔都会に憧れて、皆さんの子どもさんたちが、僕らの子どもたちが都会に憧れていったと。その子たちが帰ってこいというのが、今回の地域振興の国からの補助金かなと思うんです。

そのときに、東京から帰ってこいばかり言ってもなかなか来ないと。であれば、鹿児島からちょこちょこ熊本に来ると。それであれば、そういった人たちも逆に小中高校くらいの若い世代のうちから御船町を見せるという1つのきっかけになればいいのかなと思って質問をしています。

吉無田高原を含めて、いろいろ見どころ、つかみどころとあるんですけど、そういうところを名所に入れて、観光ツーリズムというものを提案したいんですけど、御船町の観光協会との連携といったものはどのように進んでいるかというのと、観光協会が主体となって取り組んでいるのかどうかというところ、その連携の具合をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

ツーリズムとは少し違うかもしれませんが、観光協会とこれまで恐竜をフックとしたモニターツアーを連携して実施していました。このツアーには化石発掘体験が組み込まれておりまして、御船町の魅力を発信することができました。

また、ツーリズムについては、観光協会が主体となって取り組むことは可能と考えております。行政では考えが及ばない民間のノウハウや手法を用いたツーリズムが実施できると思います。

○6番（増田安至君） ぜひ、この恐竜というのは、変な話、前にも言ったかもしれませんが、滝尾のほうで出たという。今回、小池高山インターからマミコウロードまでは何とか人が通るんですけど、その先の滝尾のほうが本当に人が通らなくなって、どんどん寂しくなっています。そういった意味でも、この恐竜の郷、発掘体験、プラスアルファ、その発見された場所でもいいんで、そういう案内で、点と点を結ぶような観光施策を打ってほしいと思うので、ぜひ観光協会にも御船町から、できれば呼び水として予算化して、応援してやっていただけたらなと思っています。

そのような中で、T S M Cが熊本に来ます。来たということで、町長もお忙しくて、その関連のいろんな招致に邁進されていると思いますけれど、T S M C関連プラスアルファで移住への、かなりの人間が入ってくるみたいなので、その辺のヒントとか何かあったら教えてください。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

T S M Cの進出によりまして、多くの雇用が見込まれております。その中には台湾からの移住者も含まれますし、日本で新規採用される方も含まれております。熊本県においては、住宅や学校受入れは喫緊の課題と位置づけております。T S M Cが立地する近隣は地価が高騰していることや交通渋滞が慢性化していることを考えますと、御船町に移住していただくチャンスは大いにあると考えております。

○6番（増田安至君） そうなんですよ、大チャンスなんですよ。この御船町は扇上に広がる近見から熊本市内のど真ん中、そして右側が健軍の周辺まで大体14～15キロで全部つながるんですよ。本当に中心で、住家として非常にいいところです。熊本県のほうも八代高専から、例えば卒業するときに、熊本大学へ直接進学させてでも、T S M Cの施策に協力するなんていう流れもどんどん整いつつありますので、ぜひ学生さんたちが来られる町を目

指して行ってほしいなと常々思っています。

そういうサプライチェーンを含めたいろんな関連業種、関連する人たちが御船町をわかって入ってきてくれるのであれば、サプライチェーンに関する企業誘致が進んで、そして家族が入ってくると思うんですけど、その辺の家族へのアプローチ。やはりいきなり日本に来て日本語をというのも大変でしょうから、そういうアプローチといった点は何か考えられていますか。ちょっと無茶振りですけど。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

企業誘致係において、企業誘致ガイドブックを作成しております。このガイドブックには、交通利便性やそれから生活環境の充実なども記載しております。移住者へのアプローチにもできる内容になっております。このガイドブックをホームページやSNSを活用して情報を発信してまいります。

○6番（増田安至君） ぜひ、これはこの前の御船町の子育てハンドブック、このサイズよかったです、とても。見やすいし、開いて、小さくてわかりやすかったの。これが今度はトヨタ自動車の防災ブックというものがあって、車屋さんなので車を電源に使いましょうという見やすい小冊子です。こういったちょっと小っちゃめで見やすいガイドブックをぜひ、企業誘致の、もうぱっと見れるのがやはりいいのと、何をキーコンセプトにして対応しているかがわかりやすいのがいいと思うので。ぜひ、また作ったら議会にも紹介してください。

そのような中で、台湾の人たちは非常に多分いなかったらと思う恐竜には興味があると思います。例えば、御船町に、これはほかの福井県とか、最近では長崎県も恐竜恐竜と言い出しましたよね。なので、御船町が遅れをとってはならない。今こそ立ち上がっていかんといかんと思うので、御船町に恐竜課としての課の新設も含めて、奇抜なアイデアとか、町は何かあればというか、その気合いぶりをお知らせください。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

町はこれまでも恐竜の郷として、教育や観光のシンボルとして諸施策に取り組んでまいりました。議員御指摘のとおり、町の豊かな観光資源や地理的優位性を生かし、アイデアを駆使し、積極的に情報発信をしていかなければならないと思います。今後とも、T S M C 関連企業の方々だけではなくて、全国から御船町へ移住が、いらっしゃいますように、一層努力してまいります。

○6番（増田安至君） ぜひよいパンフレットを作っていただいて、積極的に攻めていってほしいです。僕らも一緒に頑張りましょう。一緒に、どんどん連れてこれるようにやっていけたらと思います。要は滞留する人口を増やすということです。人口はどんどん減っているんで、そこをどう増やせというよりも、人が行き来する町並みになっていければと思います。

次に移ります。日本では地方自治法の自治体の役割として、国民保護法というものを制定しております。災害時の対策として災害対策基本法などもあります。先月、執行部のほうから議会のほうへ、御船町国民保護計画が示されて説明を受けましたが、こんなに分厚い数十ページに及ぶ内容で、若干理解がしにくかったという点がございまして、国家安全法と国民保護法について質問したいと思います。

町長、お願いします。

○町長（藤木正幸君） 国家安全法と国民保護法について答弁させていただきます。

昨今の中国、北朝鮮、ロシアといった日本の周辺国による軍事的な脅威がこれまで以上に高まっていることで、日本への危険度が増していることを懸念しています。

こうした中、国民保護法では、国・地方公共団体、指定公共機関等の連携による国民保護のための体制強化が求められています。自治体の責務としては、住民の迅速な避難を実施するべく、避難実施要領作成や官民による輸送手段及び避難施設の確保、並びに住民避難等の各種訓練などへの対応です。

また、国民瞬時警報システム、Jアラートによる的確な情報を伝達及び弾道ミサイル落下時の適切な避難行動について、平素から周知・啓発に取り組んでいくことが必要であります。

本町において、国民保護法の規定に基づき、国の基本指針、熊本県国民保護計画を踏まえ策定した御船町国民保護計画に基づき、住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を的確かつ確実に実施してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） 御船町の国民保護計画があるということ。国民保護法という法律があって、いろんな意味で経済、外交、エネルギーそして文化も含む安全保障の範囲を守っていく法律だということで町長が答弁されたことと思います。通称、この国民保護法というものがありますけど、国と地方自治体の役割について触れてあるんですけど、特に地方自

治体に課せられている役割といったものは何でしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 国民保護法の法整備の中で整備した一連の有事法制の中で、武力攻撃による災害から国民を保護する基本的な法整備を担う主要な役割を果たす法律となっております。武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律では、有事法制の一環として、武力攻撃を受けた際に国民の生命・財産を保護することとしています。

地方自治体は、住民に対する避難指示や都道府県で救援活動を行うこととされているが、県と町と連携を図り、責務を果たすことが求められております。

○6番（増田安至君） 生命と財産、いろんな意味で災害のときにも使われる言葉で、こういったときに、特に今は台湾のTSMCの話があるからではなくて、かなり危険なレベルになっているのは、もうお互い知っているところだと思っています。

そのような中、生命と財産を守るために一刻も早くというときに、この国民保護法の言うところの連携が非常に時間がかかりそうで怖くて怖くて、副町長も熊本県庁にいらっしゃったときに、そちらのほうの担当をなさっていたと伺ったんですけど、なかなか権限が首長にわたらんような形になりそうなので、独自に御船町もすぐ対応ができるような形にしたいと思っの質問です。

そういった中、国民保護措置というのをとるんですけど、全体の仕組みというのはどういうものでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 国において、武力攻撃事態等の認定が行われ、国の事態等対策本部長から、警報が発令された場合、県及び町では緊急事態連絡本部を設置します。具体的な初動措置としては、町は各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による火災警戒区域、または消防警戒区域の設定、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要に応じて警察と連携をしながら、避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の措置を行います。

また、国・県を通じた指定通知に基づき、町国民保護対策本部を設置していきます。具体的な機能としては、本部長を町長に、国や県などの関係機関から情報を収集し整理した上で、県への緊急消防援助隊、自衛隊への派遣要請を調整するとともに、現地対策本部と現地調整所を設置して、情報共有並びに活動内容の調整を行っていきます。

○6番（増田安至君） そうなんですよ。これは、実際に落とされてからというか、テポドン、毎日のように、昨日また飛ばされたりとかしていますけど、私が読んだ本によると、日本に向いているのも幾つもあるという話もございますので、かなり心配なところです。

こんなときに、この法律の場合は、国からの要請・対策本部長からの警報が発令して、7分後にはもう到着するというようなことのときに、県に連絡して、県から緊急要請で首長に来ると。もうこういうのは抜きにして、緊急事態のときはそれどころではないという対応が必要だと思ってる質問です。

絶対にそうすべきだなと思いますので、国の対策、県の本部、そして町の対策本部の立ち上げというときにも、もう被災された方たちを助けるぐらいしかできないと思うんですけど、それだけ時間が要することなので、町の責務として住民への即応対応というのがどれぐらいできるのかなと思って質問します。お願いします。

○総務課長（野口壮一君） 町の国民保護計画の中で、国から県を通じて警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたら、町に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合は、国民保護体制を立ち上げ、または緊急事態連絡本部を設置して、即応体制を図ることができるということを明記しております。

○6番（増田安至君） しょうがないんですよね、法律なので、そういう手順で行きますということなんですけど、ぜひ町長、緊急事態と思われるときには俊敏な対応をお願いしておきます。

そういったときに、国から言われている地方自治体の事務または業務の内容というのが、この前いただいた資料の分厚い中に書いてあったんですけど、自治体の事務または業務の内容というのは、こういったものがありますか。

○総務課長（野口壮一君） 国民保護措置に伴う町の業務として、計画の中に9つの項目があります。1つ目として、国民保護計画の作成、それから国民保護協議会の設置と運営、3つ目に国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置と運営、4番目に組織の整備及び訓練、5つ目に警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施。6つ目に救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施。7つ目に避難の指示、警戒区域の設定、消防廃棄物の処理、被災情報の収集。その他武力攻撃災害への対処に関する措置を実施。8つ目に水の安定的な供給、そのほかの国民生活の安定に関する措置の実施。最後9つ目に武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施。以上の9項目となっております。

○6番（増田安至君） 9つ指定してあるんですけど、これは2～3日前の新聞ですけど、こ

の中に、5番目に避難住民の誘導とか、ある弱者に対する福祉避難所の未指定の市町村、熊本市も残念ながら入っているみたいで、福祉避難所の指定がまだ未実施で、5割方の市町村が未実施、未指定らしいです。御船町は福祉避難所の指定とかは、どれぐらいありますか。

○福祉課長（西本和美君） 福祉避難所は、町内に10カ所。町の施設が3カ所、町内が5カ所、町外2カ所ということで協定を結んでおります。

○6番（増田安至君） よかった。避難所が指定になっているということで、この文章の中にあるのが、要は避難される高齢者、障がいをお持ちの方、妊婦さんは同時に一緒に宿泊される家族とかがいらっしゃるの、かなり対応がきめ細かで、寝るスペースですよ、そういうものも必要だということが書かれているので、ますます充実を図っていただけると安心して福祉に指定された方たちの避難の場所としても有効に活用できるのかなと思います。

そういったところで、避難指示を、最終的には町長のほうから、対策本部から避難の命令が出されると思います。最近ずっと聞いてきたのが地区防災組織とか地区防災計画とかいっぱい聞いてきたんですけど、それとの違いみたいなのは何かありますか。

○総務課長（野口壮一君） まず、国民保護計画は今説明したように、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、住民の生命・身体・財産を保護するため、行政の相互連携、住民避難措置等を定めた地方自治体ごとで作成する計画ということになっております。

一方、地区防災計画は、地域の特性や想定される災害に応じて、平時から防災活動、情報伝達訓練、避難訓練、消火訓練など災害時の行動を地域ごとに作成する計画となっております。

○6番（増田安至君） 実際起こりそうな武力攻撃とか大規模テロ等がかなりのパーセントを占めるなんて、怖いニュースが最近飛び交っているので、ぜひ地区防災計画と一緒に、ともどもしっかり対応を行っていただきたいと思います。

あと、高齢者福祉、障がい者等に関しての情報というのは、もうあらかじめ町ではつかんでいらっしゃるということでよかったですね。

○総務課長（野口壮一君） 高齢者や障がいをお持ちの方の避難に対しては、先ほどありましたように、福祉課で避難行動要支援者名簿を整備されておりますので、それをもとに関係機関また地域の皆さんと連携しながら対応していくということになっております。

○6番（増田安至君） よろしくお願ひします。今、個人情報があつて、なかなか電話番号とか住所とかも聞いたりしたり、教えることもできないような妙な時代になつて、逆に取り残しがあつたら本当に怖いなというのが実感でありますので、よろしくお願ひしておきます。

そのような中、世界情勢がますます、T S M C も近い熊本に来るので情勢が不安定化に伴つて、町にとってどんな危機があると考えられていますか。

○総務課長（野口壮一君） 現在、ロシアのウクライナ侵攻による武力攻撃をはじめ、北朝鮮の弾道ミサイル発射など、世界情勢は不安定であり、日本も例外なく備えていく必要があります。危機については、御船町の国民保護計画において想定される4つの事態、着上陸侵攻それからゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃があります。

○6番（増田安至君） その国民保護計画に想定される4つの事態に迅速に対応できることを願っています。平素から備えてしっかりその責任を果たして、我々も一緒にみんなができるだけ安全を守れていけるように、本当に怖い世の中になつたなと思いますので、一緒に対応していかなければと思っています。

次に、今度は、今日こうやってマスクを取り外して話しているのも今日からオーケーということはある程度想定してしているんですけど、公には強制しないというのが今日、13日からですよ。5月の半ばぐらいには、今度は指定自体が変わるなんていう話で、コロナウイルスに対する対応が変わっていきます。

そこで3つ目の質問に移りますが、公費負担と医療体制の変更点を確認したいと思います。感染症法上の変更に伴う次年度、令和5年度へのマスクの取り扱いなどを質問したいと思います。

町長、お願いします。

○町長（藤木正幸君） 新型コロナへの対応について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染発生から3年余り、町民の皆様の感染症対策への御協力と併せて、町内医療機関の御協力のもと、職員一丸となつて迅速なワクチン接種に取り組むことができ、感染者数の減少傾向が継続しているところであります。

5月には、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症へと変更を予定されており、今後は感染状況に応じた対策を講じてまいります。

なお、ワクチン接種につきましては、さらに1年接種が続くこととなりましたが、詳

細につきましては、現在国で検討されているところであります。引き続き適切な感染対策を行い、希望される方が安心して接種できるワクチン接種体制の整備を継続してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） そういったときに、変更になるのはいいけど、要は費用負担の話になってくると思うんですけど、公費負担と医療体制は今後どうなるか、お知らせください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

公費負担と医療体制につきましては、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日からは新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類の感染症への変更を予定されております。新型コロナウイルス感染症においては、感染者数の減少傾向が継続し、医療機関への負担も軽減されてきております。

コロナ感染症の医療費につきましては、現在公費で賄われておりますが、自己負担は無料となっておりますが、5類への変更後は季節性インフルエンザと同様、通常の医療に移行していくため、個人の負担が生じます。当面は急激な負担増が生じないように、自己負担に係る一定の公費支援について期限を区切って継続するとされております。

また、医療体制につきましては、発熱外来に予約をしておける受診や入院治療に必要な感染者については、保健所が調整を行い、受入れなどができるのは指定された一部の医療機関となっております。5類移行後は幅広い医療機関で受診できるよう段階的に移行されます。

○6番（増田安至君） 御船町でも指定される一部の医療機関、今までだったら藤岡先生のところとかという形にまたなっていくということですかね。そういったところで、自己負担が出るので当然金を払わないといかんようになるということですが、感染症法上の変更に伴う措置というのはどうなっていくんですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 感染症法上の変更に伴う措置につきましては、感染症法上の変更に伴い、これまで講じられてきました各種施策や措置についても見直しが行われます。具体的には、感染者の外出制限やマスクの着用、感染者を診療する医療機関への補助といった医療的な措置が変わります。

また、これまで住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等は終了となり、自主的な感染対策に取り込むこととなります。

なお、ワクチン接種につきましては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施されることとなっております。

今年3月末までとされておりましたワクチン接種につきましては、特別臨時接種の期間、令和6年3月末まで延長され、5歳以上の全ての方が対象となり、年に1回、高齢者等重症化リスクの高い方など、年に2回の接種を行うところが方針化されています。

○6番（増田安至君） 年に1回、または高齢者とか重症の予想される人には年2回接種ということが、今のところ決まっているみたいですけど、なにせ、予防接種になったら医療機関によって値段が大分上下しますので、しっかり監視のほうもお願いしておきます。製薬会社から入ってくる値段は一定、値段は違うということもあるので、よろしくお願いします。

感染法上の取り扱いはわかって、それに伴っての取り扱いも変わるということで、本日、こうやってマスクを取り外して今日から私は質問しているわけですけど、主に今度は学校関係、特に近場で言うと、この前卒業式には参加しませんでしたけど、今後訪れるであろう入学式とか、その他想定される環境というのが生じてきますけど、その辺の取り扱い等は、学校教育課とかで対応はどう考えられていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） 教育委員会では、文部科学省から提示されています学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえ、各学校での行事等の対応について周知しております。

まず、卒業式の対応についてお答えします。中学校は3月4日土曜日にもう行われております。基本的に参加者はマスク着用ということでした。卒業証書授与式での生徒及び校長はマスク不着用、送辞・答辞の際もマスクを不着用での対応でした。来賓は、町長とPTA会長、副会長、保護者は2人までとなっております。

次に、小学校の卒業式につきましても、マスク着用につきましては、中学校とほぼ同様です。来賓は予定されておりません。保護者については2人までとする学校がほとんどですけれども、学校の規模により特に人数を指定しない学校もあります。

入学式につきましては、小中学校とも基本的に卒業式と同様ですけれども、来賓案内については各学校の判断により行う予定です。その際のマスクについては、着用をお願いする予定となっております。

そのほかにつきましては、現在十分な身体的距離が確保できる場合はマスク着用不要、

体育の授業ではマスク着用不要となっておりますけれども、特に制限をしていない状況です。

今後につきましては、社会情勢や学校の状況に応じて対応していきたいと考えております。

○6番（増田安至君） こども未来課の方ではいかがですか。対応はどのように考えられていますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

町内の保育施設の対策と対応につきましてお答えします。子どもたちのマスクにつきましては、国の取り扱いにより、一律の着用を求めないということとなっております。保育施設職員のマスク着用については、公立保育園については、保育業務の性質上、身体的な距離が近くなることから、当面の間マスクの着用を継続する対応としています。

また、私立につきましては、着用は個人の判断を基本としながらも、多くの園でコロナウイルス感染症の取扱いが5類になるまで着用を継続し、その後は個人の判断に任せる対応と伺っております。

○6番（増田安至君） 福祉課も対応する介護施設等があると思うんですけれども、福祉課はいかがですか。

○福祉課長（西本和美君） 国からは、高齢者等重症化リスクの高い者の感染を防ぐためにマスクの着用を推進することとされていますけれども、各施設に問い合わせをしてみました。介護保険の施設は言いましたように、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者を対象としているため、職員のマスクの着用を継続し、面会等の訪問者に対してもマスクの着用をお願いします。また、居宅でサービスを受けられる方に関しては、訪問をする職員はマスクの着用を継続し、サービスを利用する方は個人の判断に任せる対応をとると伺っております。

○6番（増田安至君） 1番から3番までずっと続けて質問してきたんですけど、相変わらず歯切れの悪い、なかなか、これは昨日一昨日、金曜日の新聞ですけど、マスク着用は13日から個人判断に任せますということ。ルール緩和、混雑時は推奨しますけどということ。なぜならば、法的な位置づけが変わりましたから、学校は新学期が始まる4月1日から、感染は伝わらないのか、広がらないのか、マスクをした人は、つけていない人に比べて2割ほど低下するという報告がありますなんていうて、新聞で紹介がありました。それくら

いの感じなので、つけたい人はつけて、今花粉症もありますので、推奨はできるだけした
ほうが守れるのかなというぐらいですけど、それによってかかった、かからなかったとか、
責任がとか、すぐにいろいろなことが発生してくると思うので、できるだけお互いに予防
しながら、対応していかないといけないのかなと思ってはいます。

今日から原則外してもいいよという時期になったので、明るくスマイルで、笑顔あふ
れる御船町で、お互いに情報のコミュニケーションとれるのはマスクをしてないほうがと
れるらしいので、そういう対応をやっていたらいいなと思っています。

子どもさんは特に、小さい幼稚園・保育園に行かれています方は、ものすごく息も苦し
かったらと思うので、その辺はできるだけ早く取っていただけたらと思いますので、よろ
しく御指導をしてみてください。

つけない社会が来ればいいんですけど、福祉避難所あるいは緊急時の対応などから、
全体にわたって今回4年間で1つの区切りとして質問しましたがけれども、1つだけ言える
のは、やはり何かが遅れたり何かができなかったら、必ず執行部はと言うてもう、どこも
そうですけど、何事もユーザー、カスタマーというのは、どこかにやり場のない気持ちを
打ち当ててきますので、しっかり毅然たる態度で対応して行って、御船町の生命と財産を
守っていけるような形になればいいなと思って、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（池田浩二君） ここで、2時05分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時57分 休 憩

午後2時06分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 先ほど、増田議員の質問の中で、ワクチン接種の負担、
医療費負担のことなどで、1つ確認させていただきます。

今後、3月末までになっていたワクチン接種の無料を、今後特例臨時接種の期間、来
年度の6月末までは接種が義務づけられて、5歳以上は接種を1回はすることになってお
ります。その費用につきましては無料と、国の負担が発生しますので、再確認をさせてい
ただきます。

○6番（増田安至君） ということは、来年度6月までは、一応負担は国から補助があつて、

オーケーということですね。はい、わかりました。

○11番（藤川博和君） 11番、衛川です。通告していました件について質問します。

町施設の民営、指定管理、業務委託について質問いたします。

町の施設には庁舎、小中学校、保育園、カルチャーセンター、恐竜博物館、緑の村、給食センター、上下水道などの施設が運営されています。

各施設の運営維持に民営、指定管理、業務委託に移行する計画はありますか。また、指定管理、業務改善を行い、経費削減によって生まれてくる財源の活用について、質問いたします。

あとの質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 衛川議員の町施設の民営、指定管理、業務委託について、お答えをいたします。

公の施設としてレクリエーション・スポーツ施設、観光振興施設、上下水道などの基盤施設、文教施設、社会福祉施設などが挙げられます。この公の施設の管理運営について、町直営によるもの、または地方自治法による指定管理者による方式があります。今後、民間の経営能力、技術的能力を最大限に活かし、住民サービスの向上を図る官民連携による取組みを検討していく必要があります。

現在、本町においても、緑の村、観光交流センター、街なかギャラリーなど観光施設の一部の管理を業務委託し、効率的な運営が実施されています。また、議会の承認を経て、施設管理に関する権限を指定管理者に委任し、民間の視点で柔軟な管理運営に取り組んでいる、ふれあい広場、スポーツセンターなどの施設があります。

今後、町の公の施設について、施設管理の一部業務委託や指定管理者制度を含めて、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応することとともに、サービスの向上に努めていきます。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○11番（藤川博和君） 最初に保育園の民営化についてお尋ねします。高木保育園が民営化になり、町にはメリット・デメリットはどんなことが起こりましたか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

高木保育園が民営になり、町にはメリット・デメリットはあったかということですが、メリットとしては、町の財政負担が軽減されたことです。保育所の施設整備費及

び運営費の財源ですが、公立の町単独財源に対し、私立は国や県の財政補助が受けられるため、町の財政負担は軽減されていると言えます。

また、私立保育所では受入基準や職員配置など、公立保育所と同様に行っており、民営化によるデメリットはないと考えています。

デメリットとなり得ることとして、民営化移行時に懸念されました環境変化による在園児や保護者の方々の不安や戸惑いについては、運営法人の努力により円滑に移行が進められ、現在に至っております。

○11番（藤川博和君） 今のところはデメリットはないということで、メリットとしては財政の軽減ですが、具体的には大体どれくらい軽減されましたか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

財政的なメリットにつきましてですけれども、その当時の決算資料を持っておりませんので詳細なお答えはできませんけれども、近年公立保育園を2園運営しておりまして、全体的な財政負担が約1億7,000万円程度平均して支出をしております。当然、園の規模によって具体的な額というのは変わってくるんですけれども、これまで負担していた、そういった金額の部分の負担が軽減されていたと認識しております。

○11番（藤川博和君） 民営化にするという、今課長が言われたように、財政が軽減して町にはプラスになるということですね。続きまして、町は今、若葉保育園、上野保育園を運営されておりますが、今現在、上野、若葉では何名の園児がおられますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

令和5年3月1日現在の園児数は、若葉保育園143名、上野保育園48名です。今後の園児数につきましては、共働き世帯の増加、住宅地の整備や御船インターチェンジ周辺の開発など、社会情勢の変化に伴い、子育て世帯の転入者が増加傾向にあり、当面の間園児数は増えるものと推測しています。

○11番（藤川博和君） 今、課長の答弁で平坦は増えるということですね。山間部の上野保育園あたりは大体どのくらい増えると推測されますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） 当面の間園児数は増えると推測しています。ただ、具体的にこの地区でどれだけ増えるというのは統計的なものは取っておりませんのでお答えできませんけれども、今年度当初予算ベースでは、上野保育園の園児数を約55名という形で見ております。今後も保育園の園児数につきましては、先ほど答弁しましたように増えるも

のと、全体的にも増えると推測しております。

○11番（藤川博和君） 今なぜ聞いたかという、山間部がもし減ったら、若葉保育園と上野保育園を統合するような計画はあるのか、それを聞いたかったのです。そういう計画はありますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

若葉保育園と上野保育園の統合についての計画につきましては、現在のところございません。しかしながら、公立保育園の施設及び運営のあり方につきましては、外部有識者の会議であります御船町子ども・子育て会議、公立保育園施設検討委員会において、慎重に検討を要する課題であると捉えております。

○11番（藤川博和君） 今後も一応は若葉保育園、上野保育園は公営で運営されるということですね。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

若葉保育園、上野保育園の運営につきましては、公営で運営をすることとしております。先ほどの答弁と重複しますが、公立保育園の施設及び運営のあり方につきましては、外部有識者の会議である御船町子ども・子育て会議、公立保育園施設検討委員会において慎重に検討を要する課題であると捉えております。

○11番（藤川博和君） 次に、カルチャーセンターについて質問します。カルチャーセンターは複合施設と思いますが、どのような施設がありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

カルチャーセンターにはホール、研修室、会議室、視聴覚室、クラブ活動室、コンピューター研修室、児童室、茶室、アートホール「ホワイエ」、図書館があります。

○11番（藤川博和君） 施設には中央公民館とありますよね。その施設はどこにあるのですか。今言われた施設内には回答はなかったと思いますが。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

カルチャーセンター全体が公民館です。施設を運営する上で、社会教育法に基づき住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を寄与することとされています。

カルチャーセンター内で行われている生涯学習講座の開設、自主文化事業、展示会、資料の提供、各種集会の開催などのほか、住民の利用に供するための住民自治の力を育む

役割を果たしているところであります。

○11番（藤川博和君） 公民館の中に、数年前までは教育委員会の中に公民館長の席がありましたけれど、現在はないと思いますけど、館長は今どちらのほうに在宅されていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

館長は今、教育長が兼任しています。

○11番（藤川博和君） 中央館の館長は今、教育長が兼務をされているのですね。では、カルチャーセンターのホールは年間何回、どれだけ使用されておりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

カルチャーセンターのホールにつきましては、過去3年間の使用回数を見ますと、令和元年度が124回、令和2年度が55回、令和3年度が57回となっております。

○11番（藤川博和君） このカルチャーセンターの予算で約3,500万円が計上されています。これはホールだけのあれですか。この年間50回使用して、その維持経費で計上されてあるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これはカルチャーセンターのホールのみではなくて、全体の予算となっております。

○11番（藤川博和君） そうなると、50回でも、ホールだけのあれなら赤字も相当出てくると思ったものだから。このカルチャーセンターだけでは赤字は出てないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

赤字というか、収入が支出を上回っているという状態であります。赤字というよりも、収入が支出を上回っているという状態であります。あ、支出が収入を上回っているという状況です。すみません。

○11番（藤川博和君） そういう状況で、カルチャーセンターのホールは単独で業務委託か指定管理などのようなシステムはできますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

現在、ホールにつきましては、民間の会社と業務委託を結んでいます。カルチャーセンターは公民館を兼ねており、現状では指定管理のほうは考えてはおりません。

○11番（藤川博和君） ホール全体を業務委託にされているとですか。それとも設備関係が業務委託ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

ホールの設備の操作についての業務委託を結んでおります。

○11番（藤川博和君） センター内には図書館もあって、また委員会も入っておられます。館内には、ある程度複数の施設が入っておられますから指定管理は難しいと思っていますが、今後、どのような新しい改善ができるか、そういう計画はありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

カルチャーセンターは住民の芸術文化の向上を図る上で、学びの中核施設であります。今後生涯学習講座や図書館の充実、またホールを利用した自主文化事業の開催を計画していきたいと考えています。

○11番（藤川博和君） 聞きたかったのは、自主事業です。これの自主事業というのは、何か目的があった自主事業をされるのですか。例えば着付けとかそういうのがあるでしょう。何か目新しいそういう事業をされるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 自主事業といいますのは、例えばホールでオーケストラを呼んだりとか、芸能の漫才とか、そういうちょっと規模の大きい事業で、町民の方にホールを利用していただいて、利用をしていただくという事業であります。

○11番（藤川博和君） 言わば、公演会をしていただくという意味合いですね。

続きましては、緑の村についてです。緑の村については、キャンプの宿泊施設、星の森ヴィラ完成後に、観光協会に指定管理を依頼すると計画されておりましたけど、そう聞いておりましたけど、その後どうなっておりますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

緑の村につきましては、受付と管理業務を、平成31年度から観光協会に委託をしております。その他の業務であります施設改修、それから公金管理などについては町が行っている状況です。星の森ヴィラの完成後、コロナの影響もありましたけれども、キャンプブームによって、キャンプ場利用者は年々増加傾向にありまして、収入も年々増加しております。一方、ローンスキー場やグラウンドの利用者につきましては横ばいの状態であります。

緑の村全体で見ますと、キャンプ場の利用者増の影響で、収入は年々増加しており、一般会計からの繰入金も年々減少している状況にあり、指定管理に手を挙げていただけたところはあると考えております。しかしながら40年を過ぎた施設の維持管理の負担が増加していることも事実としてあります。指定管理につきましては、移行に向けて様々な課題

を整理し、検討してまいります。

○11番（藤川博和君） 今、課長の答弁では、指定管理に手を挙げてくれるところがあると言われたわけですが、これは観光協会以外にまた候補者がおられるとですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

これからの町の提案次第ではあるかなと思いますけれども、観光協会以外にも手を挙げていただけたところは手を挙げていただいて、一緒に考えていければと考えています。

○11番（藤川博和君） 今の発言では、それなら、観光協会以外にも手を挙げるところがあれば、そちらと競争入札か何か、そういうのをされるということですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

おっしゃるとおりですね、手を挙げていただくところがあれば、こちらとしても考えていかなければならないと考えております。

○11番（藤川博和君） 続いて、恐竜博物館についてです。恐竜博物館の運営目的について、今まで数回一般質問してきました。建設計画時のときに質問した件では、博物館は町のシンボルで建設し、町内に多くの経済効果を生む博物館として、観光事業などに重要な役目をする、その当時の教育長は答弁されていましたが、次に、私が博物館が町内にどれだけの経済効果を生むかと具体的な数字で質問しましたら、博物館は学術研究の施設で、観光を目的にした施設ではないと答弁が変わりました。

現在、博物館が目指している目標についてお尋ねします。

○教育長（上杉奈緒子君） 御船町と言えば恐竜の郷と言われるぐらいに、恐竜博物館が御船のイメージを高めてきたということは確かだろうと思います。それは御船町の観光にも役立ってきたものだと考えております。その意味では観光のシンボルであると言えます。

なお、博物館は社会教育施設でもありまして、社会教育法、博物館法では調査研究、資料収集、保管、展示、教育活動を通して、また御船町恐竜博物館条例におきましては、自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する町民の教養を育み、学術及び文化の発展に寄与するということを目的としているところです。

○11番（藤川博和君） 今、教育長の答弁で、観光は二の次のような感じだったですね。やはり社会教育、学術の研究の場所であるということで、それが目標のような感じを受けましたけれども。

それと、博物館が今運営されておりますけれども、令和3年度の予算では8,000万円が

計上されておりました。博物館の収入は、入館料が1,800万円程度でグッズの収入が500万円で、収入合計が2,340万円ぐらいで、毎年大体4,000万円から5,000万円の赤字が発生していると思っていますが、それに建設から9年経っておりますけれど、この累積赤字です、現状では大体幾らぐらいになっていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

平成26年から収支を合計いたしますと約マイナス3億6,000万円になります。博物館は教育施設であり、営利を目的とした施設でないと考えています。経費の節減には努めているところであります。

○11番（藤川博和君） 運営だけで赤字が3億8,000万円、これを運営だけの赤字をどのような対策で対応されているか。それと、学術研究の場といわれておりますけれども、この学術研究の場で町にどれだけメリットを与えていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

最初に恐竜の化石が見つかったことにより、学術研究の成果が発表され、そのことから御船町を恐竜の郷として全国に知られるほど有名になりました。今回、恐竜の卵殻化石の発見も新聞で全国に知られることとなり、住民は恐竜の郷を誇りとして話題にできるようになりました。

また、町内の小中学校では、総合的な学習の時間を利用でき、学術の研究成果を学んでいます。子どもたちに自分たちの町を誇りに思えるような夢と希望を与えています。学術研究の成果を発表されることで、全国に「恐竜の郷みふね」を宣伝することができ、来館者の増加にもつながっています。

○11番（藤川博和君） 今、課長の答弁では、赤字対策は来場者の増加で補うというだけですね。この対応で今後もずっと赤字対応に向かっていかれるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

先ほど、教育長の答弁にもありましたように、教育施設でありますので、営利を目的とした施設ではありませんので、来場者の増加によって、少しでも収入が上がればとは考えております。

○11番（藤川博和君） 全部、教育長も課長も、では、恐竜博物館は社会教育の学術の研究のことだけで答弁されておりますけど、町民はそうはなかいですよね。要は、先ほど言いました平成26年から8年の赤字が3億8,000万円ですね。これは、年間にすると4,700万円ほど

赤字が出ているんです。それに、建設費の総合が大体8億円かかっております。これは償還が20年、これをすると大体年間4,000万円。すると1年間で大体やがて8億円ですね。3,700万円と、7,800万円と、3億8,000万円が出ている勘定になりますけれども、これだけ赤字が出ているところに、ただ学術だけでということが、町民が納得するかということです。だから、この9年間に言えば、大体累計赤字が7億円かかっているということです、今までの。だから、このままで事業を進めても大丈夫かなと思うのが私の疑問です。これをどう思われますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

支出に関しましては、議員が言われるように、年間計算しますと8,000万円という額にはなりますが、教育施設ということで、これは社会教育施設であれば、スポーツセンターそれから博物館、それから学校の施設も含めて、給食センター統合がありまして、利益を追求する施設ではないと。どうしてもそこには予算が、支出が上回ってくるという施設がありますので、この施設に関しましては御理解をいただきたいとは考えております。

○11番（藤川博和君） 企画財政課長にお尋ねしますけれども、この年間7,200万円の負債が出る施設を、このままの状況でずっと維持やっていっても大丈夫と思われますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） まず、数字的なところを申し上げたいと思います。恐竜博物館関係に関します経費なんですけれども、恐竜化石の発掘の費用です、それから恐竜博物館運営の費用、それから自然史教育授業等もなっております。こういった経費の令和3年度の決算額が8,920万3,000円です。この財源として、博物館の使用料とか雑入等を控除しますと、一般財源としては4,427万7,000円を一般財源で支出したことになります。

なお、現在の恐竜博物館建設に約3億4,000万円を起債として借り入れました。償還最終年度は令和15年度となっております、年度間で償還額に差がありますが、平均しますと利子も含めて年間約1,900万円の償還を行っております。

恐竜博物館につきましては、町の教育及び観光の拠点としての役割を果たすように、関係各課で連携をして努力してまいります。

また、財政面におきましては、議員御指摘の点を踏まえまして、最少の経費で最大の効果が出ますように、引き続き健全化に取り組んでまいります。

○11番（藤川博和君） 改革してもらおうと一番いいのですが。もし改革ができないなら、民間ならもうとうの昔に倒産するような状況です。だから、町の負の遺産になると思いますの

で、町民に博物館を存続させるか、これは博物館を廃館し資料館として活用できないか、そういうアンケートをとるような判断はできませんか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

先ほどから申しましたように、教育施設として町内の小中学校からの利用が増加しておりますし、町民の利用も増えてきております。また修学旅行や見学旅行などで、県内外からの来館者も非常に最近増えてきております。それとともに土日は観光客も増えてきているということです。

教育施設の役割を十分に果たしていることから、教育委員会としてはこれまでどおり運営をしていきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今言われましたように、教育施設として、博物館と資料館とはどう違いますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 博物館は登録されている、登録博物館として運営をしておりますけれども、資料館と博物館がどう違うのかと言われると、資料館も博物館として登録されているところもありますので、それに関しましては後ほどお答えさせていただきます。

○11番（藤川博和君） だから、私の思いは、博物館として仰々しくせずに、資料館としたら若干経費が少なくなりはないかと思ってですね。これは私の私案です。博物館を廃館して資料館として管理維持し、そして博物館内の観光交流ギャラリーに、そこに図書館あたりを移設し、そして2階に教育委員会や公民館も移設すると、カルチャーセンターホールは会議とホールだけになり、指定管理がしやすくなりませんかと思います。それをやりますと、1つの施設になって経費が大幅に削減できるのではないかと思いますけれども。そういう思いを、思われますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 議員の御意見は御意見としてお伺いしておきます。ただ、先ほど資料館にするとといっても、資料館にもやはり経費はかかります。博物館にかかる経費と資料館にかかる経費がどのくらい違うかというと、それほど変わらないのではないかと考えております。そこに勤める人間も必要になりますし、資料館といっても資料を保存、収集、研究をしていかなければならない場所もありますので、博物館と資料館がそれほど変わるとは、私のほうでは考えておりません。

ただ、経費の削減に関しましては努力していかなければならないと考えておりますので、来場者を増やすとか、そういったところで経費の削減を考えていきたいとは考えてお

ります。

○11番（藤川博和君） 先ほどののはあくまでも私案だからですね。一応検討の課題にしていた
だくとありがたいです。

続きまして、給食センターの指定管理についてお尋ねします。この給食センターの指定
管理についても、一般質問を今までに2回ほど行ってまいりました。1回目は平成24年、
給食センターの建設時期に、給食センター完成と同時に指定管理にできないかと、前町長
に質問しましたが、平成44年に給食員の自然退職により可能だと答弁されました。2回目
が平成29年の給食センターの完成時にやはり指定管理の質問をいたしましたが、3～4年
間、事業の運用を指定管理ができるかできないか状況を見たいという答弁でしたが、今後、
指定管理が実施できるかできないか、どうですか。

○学校教育課長（本田恵美君） 現在、御船町では公設公営での運営を行っています。指定管
理や業務委託などで対応されている自治体があることは承知しております。課題を見極め
ながら研究する必要はあるかと認識しているところです。

○11番（藤川博和君） この指定管理は、さっき言い損ねたんですが、甲佐町は給食センター
完成時にすぐ指定管理を行っております。甲佐ができて、何で御船町ができないとだろ
うかと思って質問しましたけど。やはりなかなか不可能ですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

甲佐町は、技能労務職員、正規職員が現在いないようです。学校の用務員も会計年度
任用職員で対応されていると聞いております。御船町においては、正規の技能労務職員が
おりますので、公設公営ができる理由の1つかと思われます。

○11番（藤川博和君） 今の答弁だと、一番のネックは技術職員が原因と思いますが、前町長
の答弁では、2028年技術職員の自然退職によって指定管理も可能であったけど、2028年ま
ではあと5年ですが、前町長が言った指定管理は2028年には可能ですか。

○学校教育課長（本田恵美君） 今年度2名退職する予定です。令和5年度は2名減となりま
す。ただ、令和5年度から定年退職が段階的に延長されます。5年後も希望退職がない限
り、現在の人数とほぼ変わらない状況です。

○11番（藤川博和君） この技術職員ですね。今18名ほどおられますが、どこにどう配置され
ておられますか。

○総務課長（野口壮一君） 配属されている先ですが、町長部局の保育園まで含めて、技術職

員が全部で18名になります。配属先は七滝中央小学校の給食員として2名、給食センターの調理人として6名、各小中学校の用務員6名、保育園の給食員として4名となっております。

○11番（藤川博和君） 技術職員は、2028年までには大体何名正式に退職されますか。

○総務課長（野口壮一君） 本年度も含め、2028年度までに3名の定年退職者となっております。

○11番（藤川博和君） いつも思うのですが、技術職員です。これが一般職員と同じように配置替えといろいろできないのかと考えておりますが。技術職員の方が配置できる配置場所はどこどこですか。

○総務課長（野口壮一君） まず、最初に伺った一般職などへの配置替えということなのですが、一般職などへの配置替えは、これまでの職務の内容と異なることから、一人一人の技術職員へも配慮が必要となります。さらに、組合交渉が必須であり、賃金、労働条件の変更などについて、十分な労使協議を経て合意された場合は、配置替えが可能ではあります。しかし、あくまでも双方の合意が条件であり、一方的な配置替えは混乱を招くこととなるなど、難しいものがあります。

技術職員の配置として、先ほど御説明をしましたように、給食員それから調理員等が今の技術職員の配属先というものになっております。

○11番（藤川博和君） といいますと、今は、技術職員は給食と用務員だけの職場になっているということですね。それで今課長が言われた、もし配置替えができるなら、組合交渉が必要であると言われたわけです。この組合は庁内の組合ですか。それとも、県の支部のような、そちらの組合ですか。

○総務課長（野口壮一君） まずは、御船町の職員組合の中に現業の評議会という、こういう技術職員だけの職員で作っていらっしゃる会があります。交渉の第一の場としては、今言いました御船町職員組合現業評議会に交渉していくという形になります。

○11番（藤川博和君） 一応頑張ってやってもらいたいと思います。

次に、給食センターには今職員が6名です。会計年度任用職員10人ほどで今給食を作っておられますが、これは大体絶対要る人数か、一般職員の方、管理的な職員の方、それと会計年度任用職員の方が必要ですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

おおむね100食当たり、1人の調理員が望ましいと聞いております。給食センター建設
当時から児童生徒、教職員を含め1,500食程度の給食を作っています。令和5年度からは
1,500食を超える予定となります。単純に考えると15人程度なんですけれども、病欠など
を考慮し、余裕を持った配置となっています。

○11番（藤川博和君） 16名前後が必要ということですね。続きまして、先ほど管理職員を聞
いたのは、作業は同一作業で、一般に同一労働は同一賃金と言われております。給食セン
ターですが、賃金を職員と会計年度任用職員と比較すると、職員は町から年間約600万円
ほど支給されている。会計年度任用職員は年間約170万円です。この差額が430万円ほど出
ていますが、要は、言いたいのは、同一作業でできるならば、職員を減らして会計年度
任用職員を増やし業務改善すると、それだけ多額の人件費が削減できるのではないかと思
いますけれども、どうですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

現在、正規職員6名につきましては、米飯時の早出出勤、調理の報告書の作成、アレ
ルギー食の確認、食器等の管理及び調理機器の責任のほうを担っております。会計年度任
用職員とは勤務時間も2時間ほど違ってきます。会計年度任用職員が2時間短くなってい
ます。人件費だけを見れば削減はできるかと考えますが、このような業務の差が多少は
あります。

○11番（藤川博和君） 給食センターでは、そのように管理の問題とかいろいろで差が出てお
りますけど、次に、技術職員でもう1つ用務員です。用務員は6名小中学校に配属されて
おりますが、これも一緒ですね。用務員に対して、年間600万円、会計年度任用職員が160
万円、差額は440万円、この用務員は、やはりそういう特殊な管理の能力があって差額が
出ているのですか。同一労働同一賃金でいえば、ほとんど全部会計年度用務員で、そこを
転換できることはできないのですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

用務員の業務としましては、給食の受入業務と学校の環境整備が主な業務となります。
令和5年度は、先ほど申しましたとおり、技能労務職員が2名退職しますので、用務員を
2名、会計年度任用職員で今後補うことになります。ただ、先ほど申しましたとおり、会
計年度任用職員は2時間勤務時間が短くなりますので、その辺が少し違ってくるところか
と認識しております。

○11番（藤川博和君） 今課長が、今度、会計年度任用職員は3名になって増やしたというわけですね。このように、用務員に関しては、職員も会計年度任用職員も労働的にはあまり変わりはないとですか。ただ、時間が2時間長い、短いだけのことですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

2時間勤務時間が短くなっておりますので、会計年度任用職員の方には、給食の受入れを主にやっていただくことになると今のところ想定しております。それを補えない部分につきましては、夏期休暇中の、他の学校の正規の業務のほうとも協力をしていただいて作業をする。または環境美化については、ほかの方法を考えていくというふうに現在のところは想定しております。

○11番（藤川博和君） 今課長が言われたわけですが、総務課長時間的にどうのこうのはどうですかね。

○総務課長（野口壮一君） 今の御船町の体制として、今言われています技術職員が退職した後に、また同じく正規の技術職員を採用していくかという、今の現状では採用の計画は立てておりません。ですので、そういう不足するところについては、会計年度任用職員を逆に任用して行って、今後、給食センターのほうに正職が集まって行って対応するような形にはしていこうという町の考えでもあります。

○11番（藤川博和君） 職員の有効活用を、ぜひお願いいたします。

続きまして、先日3月10日の一面に自治体の給食費の記事が出ておりましたが、今、私が申し上げたのは、こういう給食費が上がっていくときに、用務員のそういうぴしゃつとした配置をしてもらえれば、そういう経費が相当浮くと思います。そういう経費が浮いたところの経費を、こういう給食のほうに一部でも援助してもらえればどうかなと思ってですね。課長、どうですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

令和2年度から令和4年度は、コロナ対策交付金で馬肉の提供を月1回程度行っております。令和4年度については、物価上昇に伴う経済対策交付金を活用し、児童生徒に対し、年間1人当たり2,000円の食材費補助を行っています。令和5年度につきましては交付金が今のところ見込めません。食材費が全体的に高騰しておりますので、新年度、令和5年度より年間2,200円給食費を値上げいたします。そのような運びとなりました。

県内では、独自に給食費に関し補助を行っている自治体がありますので、情報収集し、

研究させていただきたいと思います。

○11番（藤川博和君） 今、課長が言われたのは、食材に馬肉あたりを使っておられますけど、新聞には、そういう補助してないような状況で白紙で書かれておりますけど、要は、保護者は今度の値上げの2,200円だけは分らんとです。これはやはり、いかに保護者が、町からそういう2,200円、若干でも支援があれば喜んでいただくのではなかろうかと、そういうメッセージです。何かの方法で出される方法がありますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

新聞に載った際に、確かに自治体によつての記入の仕方にばらつきが見られましたので、実際御船町も交付金により対応しているところがあったのですけれども、そこが白紙で出されていたという経緯はありますが、議員がおっしゃるとおり、その辺につきましては、学校を通じて保護者の方に周知をしてまいりたいと思います。

○11番（藤川博和君） 給食費の費用に、御船町の施設内、例えば保育園あたりにはそういう食材の補助金あたりは出ていますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

町が保育事業を委託しております私立保育園に支給する運営費の中で、副食費加算や栄養管理加算の項目があり、給食実施に係る費用として負担もしているところです。

○11番（藤川博和君） 補助金が出れば、そういうように給食費用の援助もできるということですね。

最後になりますけれども、ここに書かれております給食費交付金です。県内で、市は除いて、30町村の中に御船以外4町村が何の交付も書かれておりません。若干でも交付金が支給できれば、こういう物価高が続いており、給食の一部でも支援ができれば、保護者も助かるのではないかと考えておりますけれども、町長、お考えはどうか。

○町長（藤木正幸君） 給食の支援につきましては、子どもたちの食育の観点から地産地消の取組み、また財源の確保、郡内の状況など様々な角度において調査し、早急に検討に着手してまいりたいと思います。

○11番（藤川博和君） 町長、保護者に見える支援をよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、午後3時15分まで休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 0 5 分 休 憩

午後 3 時 1 5 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○教育長（上杉奈緒子君） 先ほど衛川議員から御質問がありました資料館と博物館の違いについて御説明申し上げます。

明白な違いはありませんが、一般的なことで申しますと、資料館とは博物館資料収集、保存、保管を主目的とする施設のことを指しております。多くは、民俗資料館などと称して文化庁が設置して、文化財保護のために設けられた施設が多くなっております。

博物館は、博物館法のもとで資料収集、保管、調査研究、展示、教育普及を目的とする施設ということになります。以上、説明させていただきました。

○議長（池田浩二君） 衛川議員、よろしいですか。

○11番（藤川博和君） はい。

○8番（岩永宏介君） 議席番号8番の岩永宏介です。あらかじめ通告をしていましたとおり、御船町の小中学校における不登校及びいじめの問題について、質問を行います。

2019年度、令和元年度ですが、この年度では、いじめの認知件数が61万2,496件と過去最多を記録したことを新聞報道で知って、これはもうずっと前ですけれども、大変気が重くなったことを記憶しております。そのときに、私はいじめ及び不登校の問題、本日のような不登校及びいじめの問題についての質問をしております。都合で5回ぐらいやっているのではないかなと思います。確かではありませんけれども。最低そこら辺はやっていると思います。

実は、また再び不登校及びいじめの問題について質問するわけですが、令和3年度のいじめの件数が令和元年度のそれを超えてしまったのです。令和3年度のいじめの認知件数は61万5,351件、先ほど申しましたけれども、繰り返しますが、令和元年度比2,855件の増加なんです。だから過去最多となってしまったわけです。いじめはなくなるどころか増え続けています。また後で詳しくは申し述べたいと思っています。増え続けております。

私はかつて公立高校に勤めていました。そのとき、学校にはいろんな部署があるんですが、例えば教務とかいろいろ保健とか、そういうのがありますが、暴力事件とかいじめ事案を担当する部署は生徒指導部と呼んでいます。私はちょっと変わった経歴なんです、

熊本県内の中のほかの先生方と比べて、教務の経験が全くないということが1つです。教科書を選ぶとかそういう問題とか、授業時数とか時間割編成とか、そういうことは全くやっておきませんでした。苦手と思って避けたこともありましたが、それよりも私たちの頃の1980年代には、対教師暴力とかこういうのが大きな、1980年代は先生が後ろを振り返って板書をする、後ろから物が飛んでくるという学校がざらでした。大阪だったら、中学校の廊下には原付バイクを無免許で運転するとか、そういうのがざらでした。私が今まで10校近く経験した中では、あんまり言うとはよくないんですが、卒業式の日は大変なんです。だから、正門に出て交通指導をやっていました。普通車の免許は取るなどと言っているのに、隠れて取って、卒業証書もらった途端に私服に着替えて乗り回すんですよ。だから、そういうことでせっかく卒業したのに命を落とすということが絶対にないように、私たち生徒指導部は校門に出て交通整理をやっていました。もう手に負えないんですね。

そういうのがあって、私は生徒指導部の所属で、その期間もほかの教師と比べて、長くていじめ問題に絡む指導も数多く行ってきました。解決に導いたり、とうとう手に負えなかったというのもありました。そういう過去の経験から、今でも退職した後も、新聞を読んでいて、いじめ事件の記事があったら努めて切り抜き保存するようにしています。これは紛れもない事実です。

それで、非常にこういうのは気が重いんですが、本日はいじめはなぜなくなるのか、その原因について考える一助になるような一般質問にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

この後の個別質問や再質問は、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の、本町の小学校、中学校における不登校及びいじめの問題について、答弁します。

本町の小中学校における不登校児童生徒数は近年増加傾向が続いており、全ての児童生徒の学ぶ機会の確保という観点からも、大きな課題であると受け止めております。また、いじめ問題につきましては、小さな事案であっても重大な事態にならないように、組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要であります。

本町の小中学校では御船町いじめ防止基本計画に基づき、いじめの早期発見、早期対応に努めております。不登校及びいじめの問題につきましては、児童生徒一人一人が充実した学校生活を送り、安心して教育を受けられる学校づくりを進めていくため、教育委員

会とこども未来課を中心に学校、家庭、各種相談機関等が連携して問題解決を図ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○8番（岩永宏介君） 毎年10月に文部科学省は、児童生徒の問題行動、それから不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果についての報告書を公表いたします。だから、今だったら、例えば今年の10月に令和4年度の分の調査結果が発表されるわけです。今現時点で、直近で一番新しいのは、令和3年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果です。今日の一般質問は、令和3年度の発表分、公表分について関係する質問をいたします。

まず、学校教育課にお尋ねするわけですが、簡単にといいいますか、簡単にでなくてもいいですが、わかりやすくといえますか、要点をポイントをつかんで、令和3年度の調査結果の主な特徴を幾つか挙げてみてください。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

議員がおっしゃったように、問題行動、不登校の調査は文部科学省が毎年行う全国調査になります。令和4年10月に、令和3年度の結果が公表されております。その結果から、小中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加し、令和3年度過去最多となっています。数字で申し上げますと、令和3年度の不登校児童生徒数の合計が24万4,940人、令和2年度は19万6,127人という結果でした。児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数が、令和3年度25.7人となっております。熊本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数が28.5人で、全国平均を上回る数値が出ております。

○8番（岩永宏介君） 今のは、令和3年度の国全体ですかね。不登校についての人数等を今発表されたわけですね。調査結果は、私が言うのはあれだったのですが、今のは不登校についてですかね。不登校ではなくて、全体的なと思ったのですが、それはいかがですか。それプラスいじめに関しても述べていただけますか。

○学校教育課長（本田恵美君） 小中高及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は61万5,351件、前年度51万7,163件であり、前年度に比べ9万8,188件、19.0%増加しております。児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件、前年度39.7件となっております。令和2年度は全校種で令和元年に比べると減少となっておりますけれども、令和3年度では増加傾向となっております。

○8番（岩永宏介君） 今みたいな数値は、僕は検索できますので見ていただければもっと詳しくわかるわけですが。それから、暴力行為の発生件数も、これは前年度と比べると上がっております。そして、その暴力行為の中身まで見るができるんですよ。先ほど私が壇上で申し上げましたが、対教師暴力というのも、これは増えているんです。それから、これが一番もう何かこうあれですが、いつもニュースで、小学校、中学校、高校生が自殺をしたという、そういう人数、これもきちんと出ております。どれぐらいと皆さん思われるのでしょうか。大体、令和3年度が368人です。これは前年は415人でしたので、これは下がっておりますが、やはりずーっとこういう状況です。この数値に近いものが続いております。

そういったのが、文部科学省の今年の10月あたりに発表されますので、ぜひ目を通していただきたい。なぜ皆さんにこういうお願いをするかということは、後でつながりますので、記憶をしておいてほしいと思います。ぜひ、新聞紙上のを読んだり、新しいデータを検索して御覧いただきたいと思います。

それでは、本町の小中学校における不登校児童生徒数です。本町におけるもの、これは結構長いデータがあると思うんです、期間にわたる。平成27年度から令和4年度までの8年間というのが手元にありますか。

○学校教育課長（本田恵美君） 令和元年度からでもよろしいでしょうか。

○8番（岩永宏介君） はい。

○学校教育課長（本田恵美君） 令和元年度から申し上げます。小学校、令和元年度8人、令和2年度12人、令和3年度16人、令和4年度につきましては、令和5年1月末現在で21人です。中学校、令和元年度7人、令和2年度25人、令和3年度31人、令和4年度は令和5年1月末現在で30人となっております。

○8番（岩永宏介君） これを今発表されたんですが、それを見てどんなふうに思われますか。この数字を見ての、課長としての思い、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

不登校とは長期欠席者、年間30日以上欠席者のうちに何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により登校しない登校できないという状況の児童生徒のことを、先ほど述べた人数の人たちがあたりますが、年々増加していると認識をしているところです。

○8番（岩永宏介君） 年々増加しているという感想ですね。はい。

そしたら、この不登校の理由はどのようなものでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） 私のほうからお答えいたします。

ここ数年は、新型コロナウイルスの感染がかなり拡大したこともあって、学校が休校になったり、そして本人自身が感染が怖くて学校に行けなかったりという状態がありましたので増えております。また、学校としても家庭訪問とかができなかったり、また学校行事が十分にはできなかったりというようなことも引き金になっております。さらにマスク生活になりましたので、なかなか友達とのコミュニケーションが取りにくかったということも要因の1つです。それから家族間の不安定さもあります。家庭でのスマホ利用等の時間が増加したことによりまして、昼夜逆転の生活になってしまった子どもたちも見られます。そういった複雑に絡んだ要因が見られるところです。

さらにははっきりとした理由がわからないという心身の問題を抱えているケースなども見られているところです。

○8番（岩永宏介君） そしたら、複雑な要因が絡まったというのが非常にここの特徴なんですね。そうしましたら、絡まっている中で、いじめを起因とする、原因とすると考えられるもの、そういうケースはなかったのですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 不登校事案の中にいじめ関係があったという事案はほぼ聞かなかったように思います。

不登校になった子どもたちの中で、いじめが原因であるといったケースに関しては、ほぼありません。

○8番（岩永宏介君） そしたら次に進みます。不登校児童生徒に対する支援、対応はどのように現在ではなされていますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 学校にとっては、子どもたちが安心・安全な居場所になること、それを一番の目的としてやっているところです。その学校に来ることができないという状態は教育の根幹を揺るがす重大な事態であると考えております。学習保障ができない状況にあるということになります。

そのようなことが起きないように、担任任せにせず、不登校対策委員会等の組織全体で、外部の協力も得ながら、早期発見、早期対応をするように、学校に対して指導しているところです。また現在学校でもそのようにされておられます。

不登校対策としましては、学校からの担任による個別相談、養護教諭などの保健室対応、また家庭訪問などを行っています。そして、随時教育事務所からのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども活用しております。

なお、不登校児童生徒の居場所としては、民間のフリースクールなども活用されており、そことも学校は連携を図っております。

教育委員会としましては、各学校に指導主事を派遣したりなどして、学校と連携して取り組んでいるところです。さらに医療機関を受診しているケースもありまして、各種関係機関との連携も図っております。

町としては、適応指導教室、陽だまりルームと言っておりますが、そこに子どもたちを受け入れておりまして、担当者を現在2名に増やし、来年度は開設日も増やして対応することとしております。

不登校の子どもたちに対しましては、関係機関が連携し、友達に働きかけたり、学校行事への参加を促したりなど、学校が楽しい場所なんだということを伝え続けておりまして、保護者ともつながって、根気よく取り組んだ結果、改善に至ったというケースもあるところです。

○8番（岩永宏介君） 学校の取組みとか対応とかを含めて、外部の機関との連携ですよ。非常にたくさん支援のメニューあたりを出していただいたと思います。

1つだけ、適応指導をやっておられる陽だまりルームについて、今のをもう1回確認の意味でも、お話ししておっしゃってもいいのですが、プラス何かあったら。例えば、やはり学校に行かないといったら、1つの心配は学習の遅れです。だから学習面の対応もできているのかどうか、そのあたりと、あとフリースクールもそうです。だからこうしましょう、陽だまりルームそれからフリースクールについては、フリースクールは今何カ所あります。それも含めて、学習面の対応はできているかどうか、お答え願います。

○教育長（上杉奈緒子君） まずフリースクールに関しましては、現在御船町3カ所ございます。さなぎのもり、ゼロスクール、熊本学習支援センターという3カ所があるところです。そこでは、子どもたちの状況によって学習支援をしておられます。私も実際見にまいりましたが、学習支援をしておられるところです。

それから、町が設置しております適応指導教室陽だまりルームには、担当者は現在2人なんです。そのうちの1人は教職員のOBを充てております。中学生、小学生共にそ

の子どもの学年に合わせて学習指導を行っているところです。

○8番（岩永宏介君） わかりました。もう1つ追加で、陽だまりルームについての、そこにやってきている児童生徒の数をお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） 陽だまりルームへの参加者ですが、令和3年度8人、令和4年度、今年度現在は15人を受け入れております。

○8番（岩永宏介君） 結構多いですね。家の中にずっと1人でこもっているというのが一番心配なところですので、そういう、外に出るといとか、引きこもらないというところで、非常にいいなと思っています。

そして最近、この前聞いたとき、前回聞いたときよりももっとスタッフのほうが充実しましたね。これはいいと思います。

そしたら、あとこれを聞きたいんですが、不登校児童生徒の在籍校との連携は、各校、在籍校とフリースクールあるいは陽だまりルームとの連携はいかがですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 不登校の子どもたちが通っているフリースクールに関しましては、管理職が見にいたり、担任がそこに見にいたりして、つながっております。また、フリースクールに通ってはいますが、学校にも来ているという子どもたちも今現在見られているところです。

○8番（岩永宏介君） また、その出席の取り扱いは、学校は欠席しとってフリースクール、陽だまりルームに行ったという、その取り扱いですよ。欠席になるのですか。行っても学校は欠席なのか。あるいは出席の取り扱いになっているのか。そのあたりはいかがですか。

○教育長（上杉奈緒子君） フリースクールの場合も陽だまりルームの場合も、子どもたちがそこへ行けば出席扱いとなっています。

○8番（岩永宏介君） 今なぜ聞いたかという、これは御存じかどうかはよくわかりませんが、実は、数年前です。今は変わってきていると思うんですが、最初フリースクールが出てきたときにといいますか、でき上がったときなんかは、校長先生とフリースクールとの間に溝があったんです。これは現に、私はそういうふうに捉えたし、聞き取りでもそういうのが出てきました。

その当時の文科省の指導は、通達は、やはりフリースクールで過ごした時間というのは欠席扱いではなくて、出席扱いにするようにというのはもう出ていた頃なんです、そ

れに非常に校長先生が抵抗されたのです。信頼関係が構築されてなかったということもあるだろうと思いますけれども。その不満あたりを随分聞きました。それは、そういう形でやはりすべきであろうと私は思っております。現に私が勤務した済々黌高校、熊本高校では、保健室も授業に参加したという取組みをやっていました。いろいろ現場ではやはりそういうのに反対する先生もおるんですよ。ところが、やはりやる人はそういう、本当に気持を持って、信念を持ってやっていましたので、そのあたりはよかったなと思っております。

そしたらある意味、町は、私は不登校についてはと云ったらあれですが、非常に一生懸命とか、充実してきていると考えております。

次にいじめに関して。先ほど、令和3年度、2021年度ですが、61万5,351件で過去最高であると申しましたけれども、今度は国全体というのはもういいでしょう、先ほどもしましたので。細かいところは検索して見てもらおうと、もっといろいろな細かいところはよくわかります。それに任せて、本町の小中学校におけるいじめの問題について質問します。これもデータとしては令和元年度から令和4年度の、先ほど令和5年の1月現在ですね。そこまでのいじめの認知件数をお知らせください。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

小学校、令和元年度64件、令和2年度99件、令和3年度36件、令和4年度、令和5年1月末現在で23件。中学校、令和元年度7件、令和2年度23件、令和3年度15件、令和4年度、令和5年1月末現在で4件となっております。

○8番（岩永宏介君） これは非常に、私はこう思うんですよ。令和元年度は64件、中学校が7件と今おっしゃったですね。だから、トータルでいうと81件なんですよ。そして令和2年度は小学校が99件、それから御船中学校が23件、合わせて99件、100件でしょう。令和元年度は小中学校合計が81、それから令和2年度が99件、令和3年度が51件、令和4年度は27件、まあ減ってはきているんですね。減ってはきているけれども、こんなに多くはなかったと私は思うんです、令和元年度の前は。そのあたりはいかがですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 以前のいじめの定義と今回調べられているときのいじめの定義が違いまして、子どもたちがいじめだと訴えれば、それをいじめと認めるという形で件数が増えているところですよ。以前は長期にわたって人間関係が崩れていてという非常に厳格なルールがあったんですけども、今は子どもがいじめられたと言えはいじめということで、

認知件数が上がってきております。

○8番（岩永宏介君） いじめの定義が変わってきたということで、文部科学省自体の毎年の調査あたりが再調査をやったときがあったんです。全体の再調査をやったときにもそれが増えたんです。いじめ、しっかり子どもたちと確認して、今までは発見するとか、いじめがあった数だけあったのが、子どもたちと担任なり、ほかの先生がずっと話をして、それをいじめと認めたのが認知件数ですので、そういう指導が文科省から来て調査についての指導があって、こんなふうにとっと増えたということなんですが。これは、それもあると思いますけれども、私は一概にはそうは言えないと思います。だから、例えば全部公表するならばそれが当たっているかどうか、私も見たいんですよ。

1回は「全部の学校のを出してください」ということで言いました。そして質問もしようと思いました。ところが、私のほうから、自ら、いや、それは小学校ごと、御船小、木倉小が何件というのは、やはりどうかなということをつづいたので、トータルで聞くように今はなっているんですが。私は、実はあまり最近よくないなと思っているんです、そこは。これは非常に難しいんですけれども、いろんなところで今問題になっているいじめ事件では、簡単に言うと、学校の隠ぺい体質なんです。学校の隠ぺい体質で隠そう隠そうとするからもめているんですよ。そういう状況は、新聞報道では盛んに書いていますね。

その面も少しはあると思いますので。私はもう堂々と、「だからいじめはいつまでもなくならない」という原因はそこ最近はどういうようになったんです。御船小は何件ですか、七滝中央小学校が何件ですかというのを出すと、むしろこれは評価される方向に今はなっているんです。

これは後ちょっとつながりますけれども、これは御存じでしょうか。あまり今言うと、後の流れと変わってくるんですが。あるところでいじめ事件が起きて、最初学校が隠したんですよ、その事実を。いろんな隠ぺい工作をやって。もうどうしようもないものですから第三者委員会ができ上がって、そこが報告書を出しているんです、あるところに。ある事件に関しての、いじめについての第三者評価委員会が。

例えばこれは、この本は「いじめ防止対策推進法」という、これは東京の弁護士会が作っているのですが、これなんかまさにこの本で、そのレポート、報告書の評価しているんです。だから、むしろ公表して、多かったらそれだけ先生たちがしっかり子どもたちに目をかけていると。だから数字が増えていると。だから評価する。ただ、出てきたなら

それに対してやはりせないかんわけです、その解消に向けて。だから、そういう動きにつながるということで、高く評価されるようになったんです。だから、これはぜひですね。

では今、教育長がおっしゃったような形で、ほかの学校も、じゃあ増えとかんといけないと思うんですが。そのあたりの検討をぜひお願いしたいと思います。その認知件数が増えた理由、ほかの学校もあったかどうかですね。それをぜひ検討していただきたい。

これからいじめはなぜなくなるのか。なくなるどころか増えている。なぜなんだろうということで、考えていきたいと思います。

最初は徐々に行きますので、少し基本的な知識を確認していきます。これはもう課長に、教育長に答弁をお願いしますということではありません。それで、ここにいらっしゃる皆さんにも問いかけます。心の中で頷いたり首を横に振ったりしてください。だからわからないときにはいやあという感じでしょう。それをするとしたくないと思いますので、あまり望まれないと思いますので、心の中で、これは知っている、何という法律だとか。いじめに関する法律とは何という法律ですかと。もうちょっとしゃべってしまいましたけれども、いじめに関する法律というのは何という法律ですか。これは御存じだったでしょうか。これは先ほど言いましたけれども、いじめ防止対策推進法です。

それでは、このいじめ防止対策推進法、これは平成25年法律第71号ですが、これが制定されるきっかけとなった事件を御存じでしょうか。いかがでしょうか。これは、答えは滋賀県琵琶湖の近くの大津市立中学校2年生いじめ自殺事件です。これについては説明を付け加えます。

これは、ここに書いてある本から取ったものですが、大津いじめ事件が起きたのが平成23年10月11日です。事件が発生しまして、いじめ問題が大きな社会問題となった。そこで、第2次安倍内閣により立ち上げられた教育再生会議において、平成25年いじめ問題等への対応について、第1次提言がまとめられました。

このいじめ問題等への対応第1次提言では、1つは、いじめの定義を明らかにして、ここです、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢が打ち出されました。社会みんなで総がかりでという言葉で書いてありました。いじめにあたっていこうということです。

2番目、いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責任・責務が打ち出されました。

3番目、いじめに向き合っていく体制の構築、いじめへの迅速かつ毅然とした対応等

の内容を含む、社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定が求められました。第2次安倍政権のときに、教育再生会議、これは新聞に載りました。

法律を作る必要があるということででき上がりました。いじめ防止対策推進法、平成25年、これはそういう大津いじめ自殺事件があつて、そういう社会問題化したことによって安倍政権が取り上げて、教育再生会議は第1次提言でそういう法律を制定すべきだということが決まったということです。

社会総がかりということです。だから、簡単に言えば学校だけの問題ではないということです。学校とか家庭とかの問題ではないと。これは前回も私はこの総がかりという言葉を使って質問をいたしました。

では、このいじめ防止対策推進法です。これはどんなことが書かれているか、1つでも心の中で思い起こすことができる方はいらっしゃいますか。1つでもいいです。どういう内容だとか、文言どおりではなくてですよ、いかがでしょうか。よく政治経済の授業をやって日本国憲法を教えたりしたときに、最後のまとめとして憲法の100何条あるので、その中から1つだけ自分が暗唱しなさいということを生徒に出すと、どんなのが上がってくると思いますか。暗唱してきてみんなの前で言ってもらうんですよ。そしたら、憲法の中で最も短い条文、これは多分思想の自由だったと思えますけれども、そのあたりを覚えてきて言う子が大半だったんです。だからがっかりして力が抜けたことが思い出されるわけですが。

これも非常に短いのがあるのですが、これは初めて法律でこういうことが書かれたんですよ。第4条です。これが一番短いんです。「児童等は、いじめを行ってはならない。」これですね。先ほどの例えならば、何か覚えなさいと言ったら、こういうものを選んできたというところなんです。

これがやはりいじめが減らない理由の1つと私は思います。この法律ができたにもかかわらず、これはものすごく考えられた文章ですよ。例えば、第1条は目的なんです、こんなふうに書いてあります。「この法律は、いじめがいじめを受けた児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。」と書いてあります。そういう趣旨があります。

そして、第3条は基本理念なんです、ここもものすごく考えて私はおかなければならないことが書いてありまして、第3条には「いじめの防止等のための対策、いじめ防止

の対策は全ての児童等がいじめを行わず、及びほかの児童等に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように」と書いてあります。だから、簡単に言えば、第3条は、いじめはもう加害者と被害者はまずおりますよ。加害者と、今度はいじめられた被害者との2人だけの問題ではないと書いてあって、その周りにいる児童です。これについて、今言ったように、周辺にいる児童のことについても書いてあるということです。

これもまたこのいじめはなぜなくなるのかということで、前回も同じようなことを、似たようなことを言ったんですが、結局、いじめの被害者、加害者というのが、4層構造というのが、いじめの4層構造というのが教育界ではもう常識になっているんです。

それで、申し訳ないんですが、話してばかりおりますが。いじめの4層構造という理論です。いじめる児童生徒、これは加害者です。それから観衆、はやし立てる、面白がったりして見ている。それから今度はそれよりも距離を置いて傍観者、見て見ないふりをする。そしていじめられる生徒、加害者があるということです。加害者、いじめる児童、はやし立てる、面白がったりする観衆、ギャラリー、それから見て見ないふりをする傍観者、いじめられる生徒、加害者が明らかにされているわけです。これが、大体こういうのが定着したのが1986年と書いてあります。

それで、この前フィリピンあたりの、あの例のルフィ、特殊詐欺、強盗殺人、もう全国で本当に恐怖に陥れた。あのときに、首謀者の1人あたりは加害者のいいところの存在だったみたいですね。ものすごく、そういうこともちらっとニュースで流されていました。学校が、小学校の頃から、学校、もうほかの生徒たちが非常に怯えきってしまって、怖がらせるような存在。そして、学校の教員が、教師がその子を指導できなかったということがあって、世の中というのはこんなふうに、まあ自分の思うようになっていくものだと認識していた部分があるということをちらっと見ましたが、その真義はともかくとして、そういうことがやはりあるわけですので、今はその傍観者と観衆、いじめを積極的に、こういうのを、傍観者あたりがいじめを暗黙的に支持したりいじめを促進する役割を持っている、その観衆と傍観者をいかに被害者の立場に立って考えさせて、ただそれですまないという反省というか、それを引き出そうという考え方が主流になってきています。

これは、私が先ほど壇上でいじめの新聞が出てきたら切り取りをしているというのが、これです。2018年、平成30年11月1日の熊日です。これは全国中学生人権作文コンテスト、

県作品の中から文徳中学校3年の吉野真央さんという女の子が「歪んだ仲間意識ということ」で書いた作文が、2つの優秀賞の中の1つに入ったという記事です。この吉野さんは、どちらかというと傍観者だったんです。こんなふうに熊日はまとめています。「吉野さんは、気がつくといじめをする側にいた自分の心情を見つめ直し、歪んだ仲間意識がいじめにつながっている構図をリアルに描いた」ということで、この4層構造に自ら気づいて、今度は、いじめの被害者側の被害者に寄り添うということをやっていたという作文です。これは相当前ですので、この人は中学校、高校も出たような感じになりますかね。もう高校生かもしれないです。

そういうのをやはり学校のほうで、いろんな事例がこの本には載ってまして、大阪の桐蔭中学校・高等学校ですが、この中にいじめを許さない学級づくりの方法というのがありまして、ちょうどこういういじめを題材とした英語スピーチ大会が行われたそうです。文章を英語で出てきます、そのときですね。そして、これが、高円宮杯英語弁論大会の受賞作品だそうです。準優勝みたいですね。

学校では、これをいい機会にして、タイトルは「マイヴァーサスマイセルフ(MyversusMyself)」「僕対僕自身」というタイトルです。あまり長い英語の文章ではないんですが、これを今度は訳して、これを訳したものが道徳科授業の資料として使われたと。これは読んで、ものすごくこれは内容が詰まった文章です。日本語で読んで訳した、こういうのが載っています。そしてこれを使って道徳教育をやっている。大阪桐蔭は野球ばかりと思っていたら、運動系ばかりかなと思っていたら、ものすごくこういうところも力を入れて、進学も結構実績を上げている学校だなというのもわかりました。それは余談ですけども。

そういうのと、最後に、これもやはり言っておきたいと思いますが。先ほど社会総がかりでという話をしました。教育課ばかりではないんですよね。学校教育課ばかりの問題ではない。例えば、庁舎、庁内全体でやるべき問題であるということだし、そういう意味では、これは社会教育課の問題でも、ほかの課の問題でもあるわけですが。

社会教育課では、何かいじめに関して、あるいは人権問題について、いじめに関する人権教育の視点からでもいいですが、何かそういういじめに関する問題あたりをテーマに、何か取組みはなされましたか。いかがですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 教育委員会のみならず、社会全体でというお話もありました。社

会教育課が主に行っていますのは青少年健全育成、その町民会議の中で、子どもたちを社会全体で守っていこうということを行っております。それがひいては、社会が、地域の方々が子どもを見守ることになり、いじめを許さない、大人からのメッセージを伝えるということで、挨拶運動とかもやっておりますけれども、それは本当に大人全体が子どもを見守っていこうという活動の中で行っているものです。

○8番（岩永宏介君） そしたら、例えば、これは教育委員会会議とか学校運営協議会で、そういうところで議題として取り上げられ議論されましたか。その点をお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） 学校は学校アンケートというものを毎学期やっておりまして、それをもとに学校運営協議会を開いております。その学校アンケートの中には、「子どもたちは学校を楽しんでいるか」というのも含まれております。それをもとにいじめとか、それから子どもたちの不登校の問題とか、そういう実態を話し合っ、地域の方々の協力も得るよというこ、説明をしているという風に聞いております。

○8番（岩永宏介君） そういうことですが、前回、いじめ問題を学校だけではなく、社会全体で取り組む課題だという形で、さきの本田教育長がそのときに答えられたのが、学校運営協議会や教育委員会会議でも議題として取り上げるということで話がありました。非常に、私は本田先生がおっしゃったことについては、同じ学校現場にいましたので同感することが多くて、非常に大変そのときは感銘も受けましたし、心強く思ったんです。

これは1つ、今日のポイントなんですが、教育長に、これは今、どうしてそういうのをきちんとやっておりますがいじめが出てくるかというところなんです。それで、こう書いてあったんです。これに、先ほどの大津市中学2年いじめ自殺事件のときが、学校が隠ぺいというか、いろんな事実を公表しなかったりしたものですから大変なことになって、第三者委員会が作られて、そのときにできたこの報告書が、先ほど申し上げたように、びっくりするぐらい、何でこんなに学校の体質までわかるのだろうかというぐらいに分析を、思い切った分析をしているんですよ。私はそのとおりだと思いますよ。

だから、これですよ。人権学習とかいじめ問題について各学校で、その先生に決めていますよね、担当者が、特定の人が、教諭が。ところがそれも、学校現場というのは、非常に大変自分で何もかもやってしまうというような体質があつて、誰かに相談したりとか、共同で一緒になって解決するとか、そういうのが非常に苦手な組織であるというようなところまでしっかり分析をしているんですが。

それと、教育委員会から流されてきた研修を、ただ研修の要請があったから研修するというような研修を行っても全く意味がないです。だから、そういうことばかりやっていたらお茶を濁すから、いじめがなくならないんだということまで書いているんです。だから、こういうところに一步踏み込んで、いっぱい公表して行って、いろんなものでいじめをテーマにした研修あたりをやっていくということがやはり大事なところではないかなと書かれています。

ではそういう、先の2020年には学校独自のオリジナルの教材でいじめに関する研修が行われましたかということ、最後にお聞きしたいと思います。どうでしょう。

○教育長（上杉奈緒子君） 先ほども申しましたとおり、不登校が出たり、いじめの問題が起こったり、学校内にトラブルが起こったりすると、まずは学校としては対策委員会というのを開きます。その中で、学校の職員だけではなくて、そこにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども入ってきます。中には福祉のほうから来てもらうときもあります。いろんな関係機関を呼んでケース会議を開き、どんな対応が必要なのか、保護者の対応も必要になってきます。そういったことをやっています。

そういう研修もやっておりますし、今各学校では、主にいじめに関しましては道徳の教材の中に、そのいじめ問題が入ってきております。そこで授業をしなければなりませんので、その授業研として、人権教育や道徳教育の中で、先生たちは研修を行っているところです。

また、学級づくりに関しましても、うちの指導主事を派遣しまして、どんな学級経営をやったらいじめが出ないのかといったような指導も行っております。さらに町が行っております学習状況検査がありまして、その中にICheck（アイチェック）という子どもたちの心情をはかる検査があります。アンケートがあります。それを見ていると、その中には、このクラスはいじめを生む体質が見られますよという警鐘を鳴らしているアンケートが出てきます。

そういうものを活用しながら、各学校では、我がクラスはもう少し見ておかなければいけないなということでやっています。各学校独自で学習相談、また生活相談、必ず子どもと1対1で、先生が話し合う時間を取っているという学校もあります。

今様々に早期発見、早期対応をするために、各学校は取り組んでいるところです。

○8番（岩永宏介君） あと1分ぐらいですので、これは提言として、私はいじめがなくな

ない理由は、いじめに関係する者、これは関係者ですが、関係者がいじめに関する法律を十分理解していない。この関係者というのは、もう国民ですので、国民も含めて。だからこういうのについて、やはりきちんと何かそういうのについて知らせる。中身をしっかり知らせていくという活動が必要だと思います。

それから、当事者、関係者が当事者意識を持っていないことだということです、これは非常に難しいんですよね。いじめに関しては、国民全員が当事者意識を持たなければいかんということです。これが本当は出てきて、だから、絶対許さないというような、やはり雰囲気づくりにつながるようなことをぜひやってほしい。広報活動です。

それをぜひお願いをして、本当にやはり最悪のケースにつながらないような、ああいどこかでこの前、昨年度ですか、いろいろすったもんだがありましたけれども、ああいうことがないように普段からやはり取組みをしとって、何かあったときには避けるような努力がまず第一、重大事態があったときの対応あたりもしっかり検討して、1人でもそういう不幸な事例が起きないように頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時17分 散 会